

第5次障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画



令和6年  
湖西市



## 目 次

第1章	計画策定の趣旨について	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	関連法等に係る年表	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	7
第2章	障がいのある人を取り巻く状況と課題	8
1	人口の状況	8
2	障がいのある人の状況	9
3	アンケート調査結果	15
第3章	計画の基本的な考え方	37
1	計画の基本理念	37
2	計画の基本目標	38
3	施策の体系	39
第4章	第5次障害者計画	40
	基本目標Ⅰ 障がい者理解の促進	40
	本目標Ⅱ 自立及び社会参加の促進	45
	基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実	54
第5章	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	66
1	計画の成果目標と活動指標	66
2	障がい福祉サービス等の実施と見込量	73
3	地域生活支援事業	79
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	86
5	基盤整備	89
第6章	計画の推進体制	90
1	計画推進のための連携体制の強化	90
2	国の動向に対応した見直しについて	91
3	計画の進捗管理	91
参考資料		92
1	湖西市障害者計画、湖西市障害福祉計画及び湖西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱	92
2	湖西市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会 委員名簿	93
3	用語説明	94

### 【 漢字表記について 】

湖西市では、障害の「害」の字に負のイメージが強いため、平仮名表記としています。  
ただし、法律名や固有名詞等は漢字で表記しています。

## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、2014年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、2023年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

湖西市では、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、2017年度に「第4次障害者計画」、2021年度に「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。この計画の計画期間が2023年度をもって終了することから、計画の理念である「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こさい」を念頭に、次期計画である「湖西市第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

## 2

## 関連法等に係る年表

年	内容
1970年	心身障害者対策基本法 公布
1993年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
2004年	障害者基本法 改正
2006年	障害者自立支援法 施行
2007年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
2008年	障害者雇用促進法 一部改正
2011年	障害者基本法 改正
2012年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
2013年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、2014年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
2014年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行 （一部、2016年に施行）
2015年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
2016年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
2018年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
2019年	社会福祉法 一部改正
2020年	社会福祉法 一部改正
2021年	障害者差別解消法 一部改正
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
2022年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 施行
	児童福祉法 一部改正
2023年	障害者基本計画（第5次） 策定

## 3

## 計画の位置付け

## (1) 計画の性格

本計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

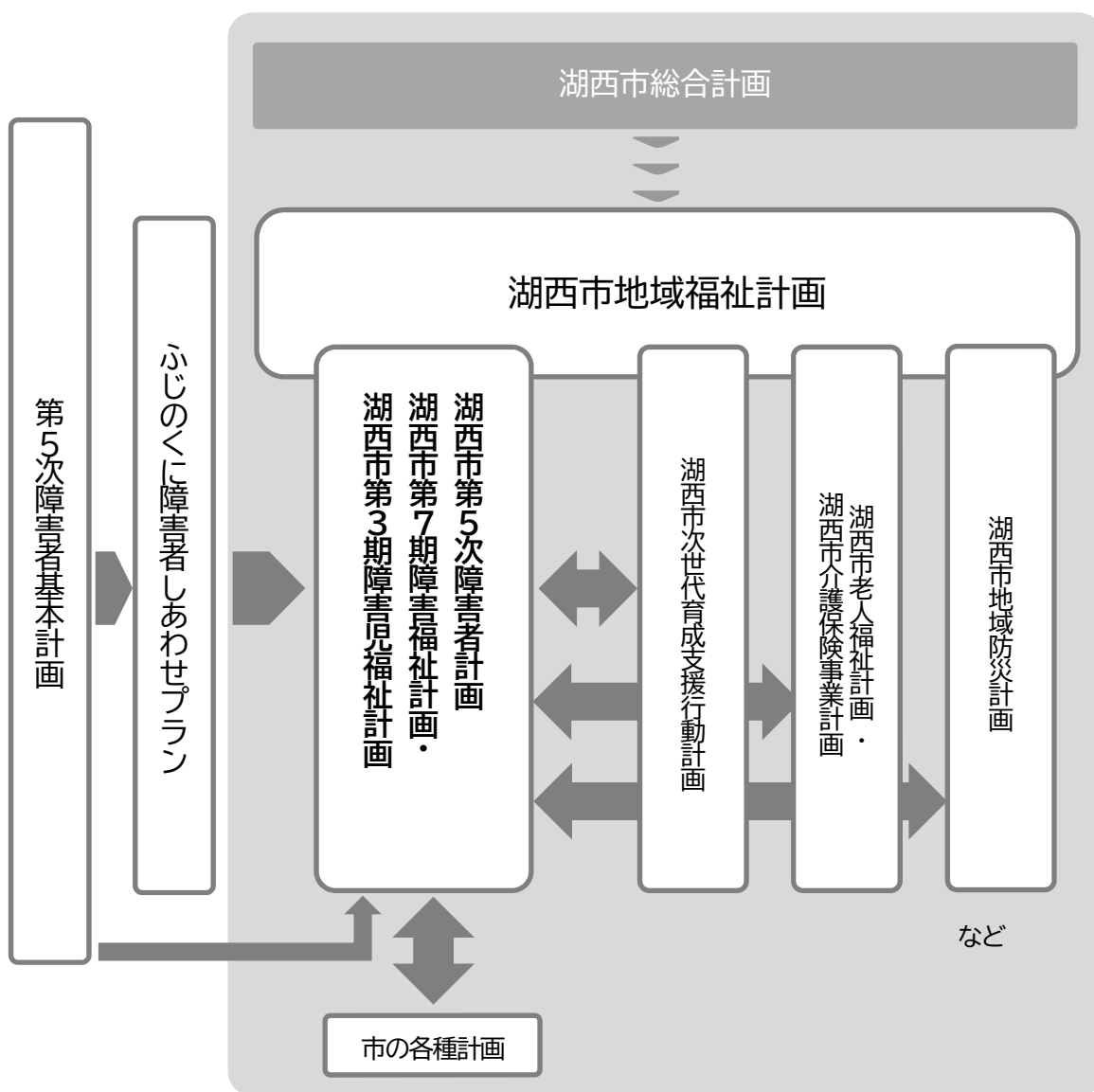
## (2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (5～10年程度)	短期 (3年)	短期 (3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第5次計画 2023年度～2027年度）の内容と本市の現行計画（2017年度～2023年度）の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（2021年度～2023年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障がいを有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（2021年度～2023年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。

### (3) 関連計画

本計画は、湖西市総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、老人福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、福祉分野における他計画、人権・教育・雇用・まちづくり等関連分野における施策との整合性及び連携を図りながら推進していきます。また、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



## (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





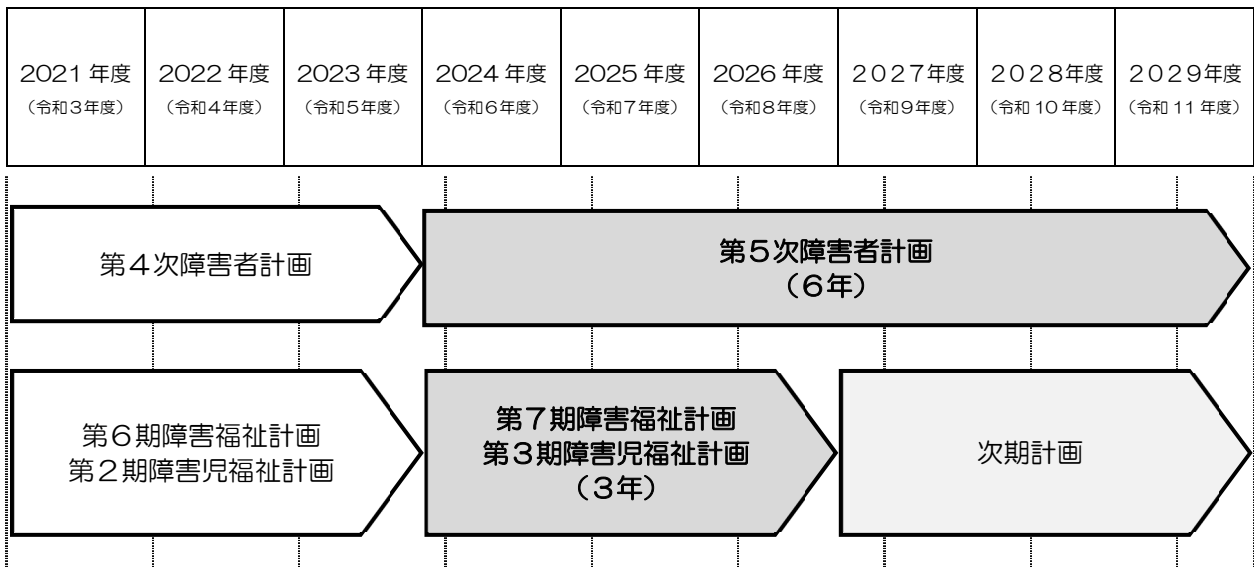
# 4

## 計画の期間

第5次障害者計画の計画期間は2024年度から2029年度までの6年間とします。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間は2024年度から2026年度までの3年間とします。

なお、障がいのある人を取り巻く環境に影響を与える法令等による諸制度の改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜見直しを行います。



## 5 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

障がいのある人の現状や要望などを把握し、計画を策定する際の基礎資料として障がいのある人の意見を計画に反映させることを目的に、「湖西市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### (2) ヒアリング調査の実施

湖西市の障がい者（児）支援を実施している関係団体や事業者に対し、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向を把握し、計画に反映させることを目的に、「湖西市障害者計画等策定に係るヒアリング調査」を実施しました。

#### 【実施団体・事業者】

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ○湖西市身体障害者福祉協会        | ○湖西市手をつなぐ育成会  |
| ○精神保健福祉会さざなみ会        | ○湖西市社会福祉協議会   |
| ○特定非営利活動法人クローバー      | ○静岡県立浜名特別支援学校 |
| ○株式会社R.Y             | ○パレット         |
| ○小規模多機能型居宅介護サンシティあらい |               |

### (3) 湖西市障害者計画、湖西市障害福祉計画及び湖西市障害児福祉計画策定委員会の開催

本計画は、行政内部だけでなく、障がい者団体、障がい関係機関、障がい福祉サービス事業者、市民代表等から構成される協議会を設置し、計画内容について審議しました。

### (4) パブリックコメントの実施

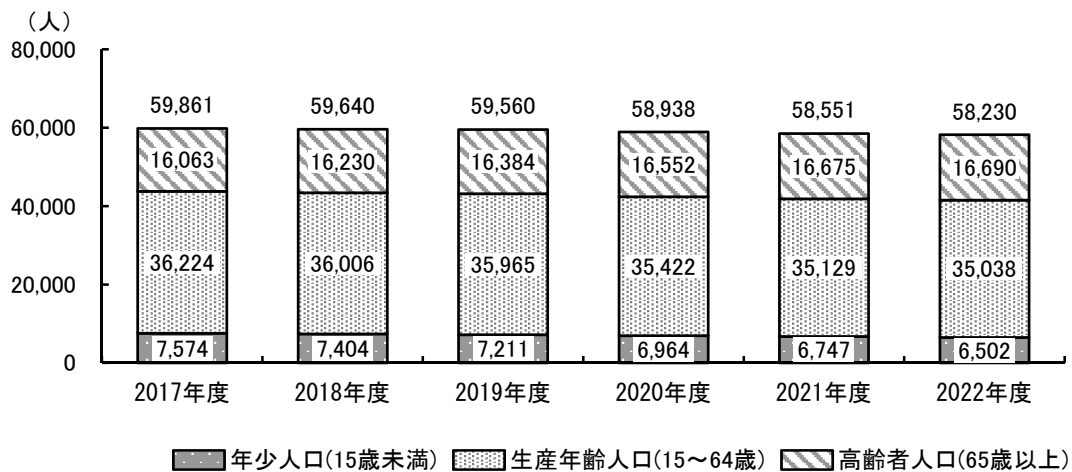
計画素案が完成した時点で、ウェブサイト等により計画に対する住民意見を募りました。

## 1 人口の状況

本市の総人口の推移をみると、2017年度以降は少しずつ減少し続けています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は2017年度以降減少し続けていますが、高齢者人口は増加し続けています。

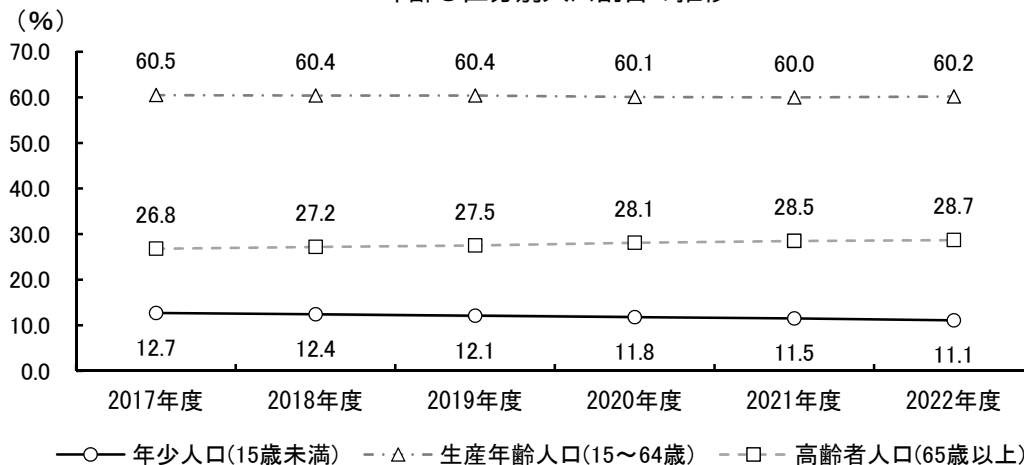
年齢3区分別人口割合でも同様に、高齢者人口の割合は上昇しており、2022年度には28.7%となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：湖西市市民課(各年度3月31日現在)

年齢3区分別人口割合の推移



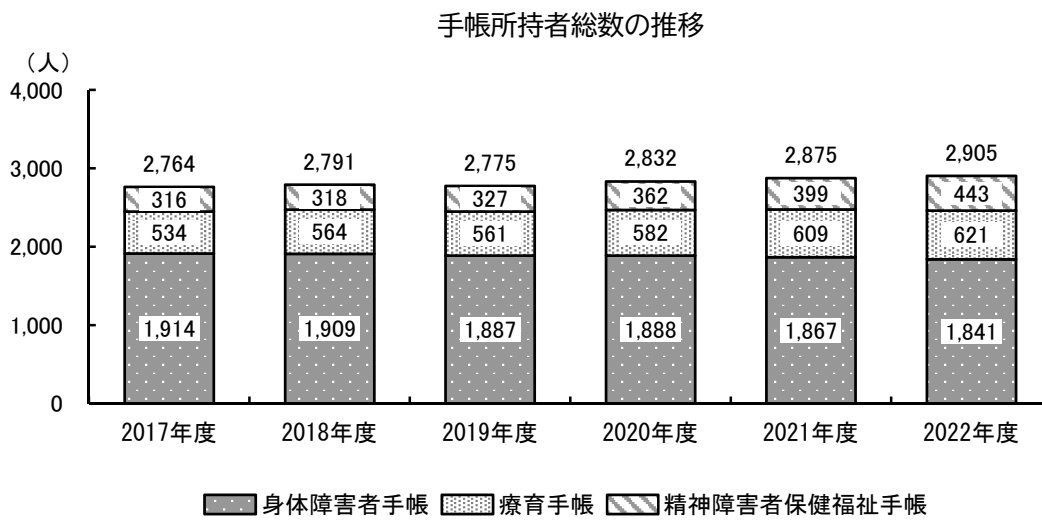
資料：湖西市市民課(各年度3月31日現在)

## 2 障がいのある人の状況

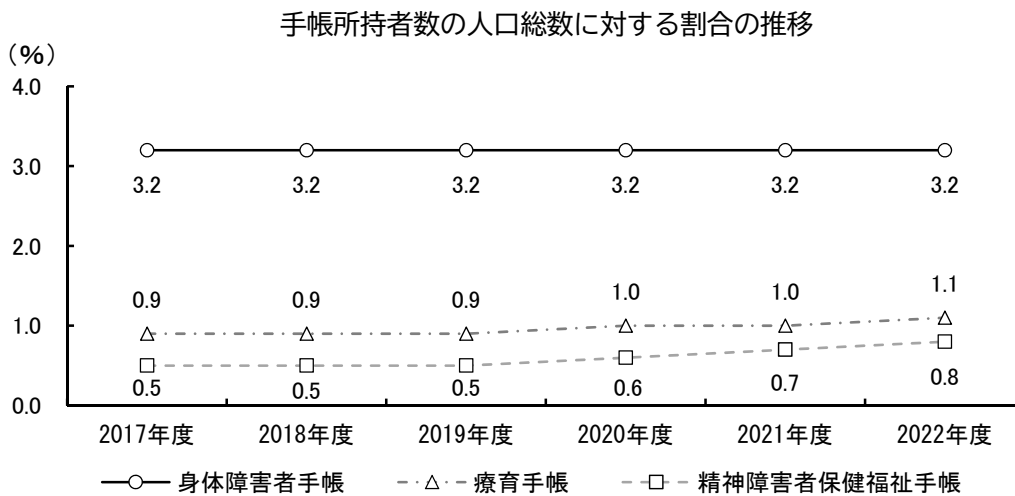
### (1) 障害者手帳所持者総数の状況

障害者手帳所持者総数の推移をみると、2017年度から2022年度にかけて概ね増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の人口総数に対する割合の推移は、2017年から2022年度まで、ほぼ横ばいとなっています。



資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)



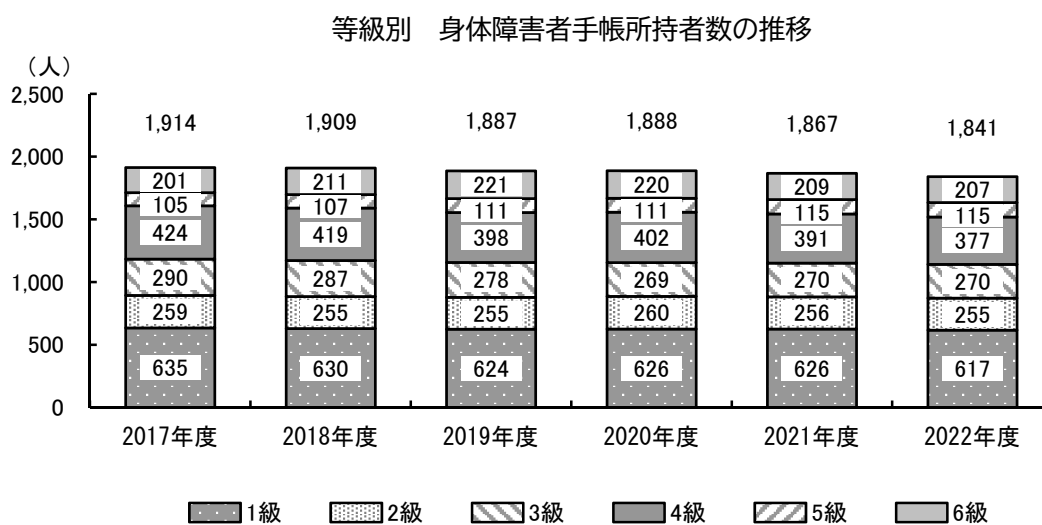
資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少傾向にあり、2022年度で1,841人となっています。

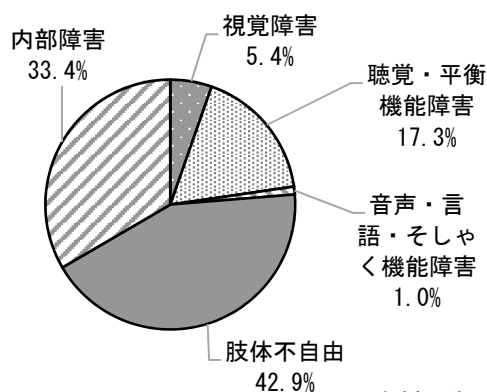
障がい等級別にみると、毎年度、1級、次いで4級の所持者数が多くなっています。

障がい種別構成をみると肢体不自由が、年齢構成をみると65歳以上が最も多くなっています。

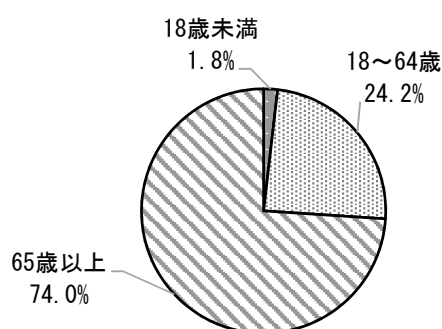


資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)

障がい種別構成 (2022年度)



年齢構成 (2022年度)

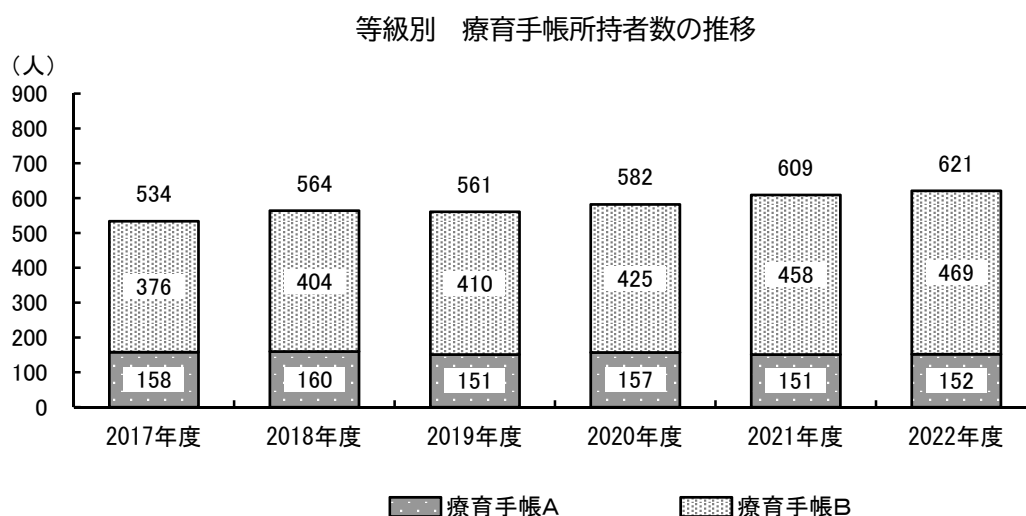


資料：湖西市地域福祉課(2023年3月31日現在)

### (3) 療育手帳所持者の状況

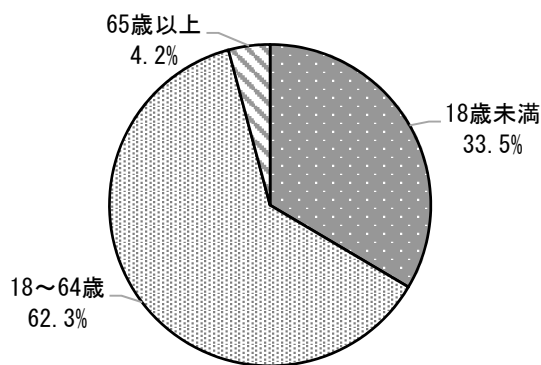
療育手帳所持者数の推移をみると、2017年度から2022年度にかけて概ね増加し、2022年度には621人となっています。等級別でみると、比較的軽度であるBが多くなっています。年齢構成でみると、18～64歳が6割以上と最も多くなっています。

療育手帳は、知的機能の障がいが概ね18歳までの発達期にあらわれた場合に手帳の該当となるもので、発達期以後の何らかの原因により能力が低下した場合は該当しません。療育手帳制度が施行されたのが1973年であるため、高齢の療育手帳所持者は多くありません。交付数は近年概ね増加傾向にあります。



資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)

年齢構成 (2022年度)



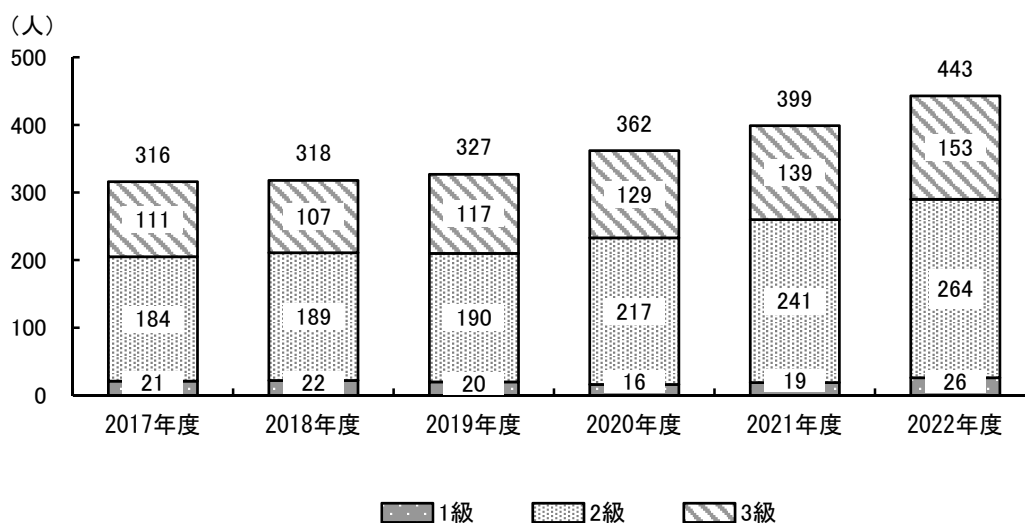
資料：湖西市地域福祉課(2023年3月31日現在)

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2017年度から2022年度にかけて増加しており、2022年度で443人となっています。等級別でみると、2級と3級が多くなっています。年齢構成でみると、18～64歳が多く、8割半ばとなっています。

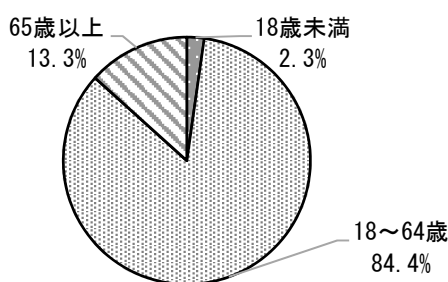
また、自立支援医療（精神通院）受給者の状況をみると、2017年度から2022年度にかけて概ね増加しており、手帳所持者以外にも精神的な病気にかかる人が多くなっていることがうかがえます。

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)

年齢構成（2022年度）



資料：湖西市地域福祉課(2023年3月31日現在)

自立支援医療（精神通院）受給者の状況

単位：人

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
自立支援医療（精神通院）受給者の状況	664	728	701	789	891	954

資料：湖西市地域福祉課(各年度3月31日現在)

## (5) 就学・就労の状況

### ① 就学の状況

市内の小学校における特別支援学級の児童数の推移をみると、概ね児童は増加しています。

市内の中学校における特別支援学級の生徒数は、増減を繰り返しています。

また、通級指導教室（言語）の児童数の推移をみると、概ね横ばいです。

#### 市内の小学校における特別支援学級の児童数の推移

単位：人

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
1年	10	10	13	27	14	23
2年	8	13	17	17	34	18
3年	11	16	20	21	23	37
4年	19	12	20	25	25	29
5年	11	20	15	20	28	30
6年	14	14	24	16	20	31
合計	73	85	109	126	144	168

資料：湖西市学校教育課(各年度5月1日現在)

#### 市内の中学校における特別支援学級の生徒数の推移

単位：人

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
1年	15	16	12	25	17	21
2年	15	16	18	13	24	16
3年	10	13	14	17	11	24
合計	40	45	44	55	52	61

資料：湖西市学校教育課(各年度5月1日現在)

#### 通級指導教室（言語）の児童数の推移

単位：人

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
児童数	30	33	28	33	26	30

資料：湖西市学校教育課(各年度5月1日現在)



公立幼稚園(公立こども園を含む)に在籍する支援を要する園児数の推移をみると、2022年度で74人となっています。

#### 公立幼稚園に在籍する支援を要する園児数の推移

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度
在籍数 ※	575	557	487
支援を要する園児数 ※	85	74	74

※3歳児から5歳児まで

資料：湖西市幼児教育課(各年度5月1日現在)

2022年度の特別支援学校への就学状況をみると、小学部に25人、中学部に11人、高等部に31人で、計67人となっています。その中で、通学の利便性や障がい特性により、市外の特別支援学校へ通学している児童・生徒もいます。

#### 特別支援学校への就学状況(2022年度)

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
浜名特別支援学校	23	10	29	62
浜松聴覚特別支援学校	2	0		2
浜松西部特別支援学校	0	1	2	3
浜松特別支援学校	0	0	0	0
合計	25	11	31	67

資料：各特別支援学校(2022年5月1日現在)

## ② 就労の状況

2022年度の市内の民間企業における障がい者雇用状況をみると、障がい者雇用が法律上必要な企業数は48社で、実雇用率は2.30%となっています。

本市における達成企業割合は60.4%となっており、静岡県53.3%、国の48.6%より高くなっています。

#### 市内の民間企業における障がい者雇用状況(2022年度)

単位：社、%

	障がい者雇用状況
障がい者雇用対象企業数	48
実雇用率	2.30
達成企業数	29
達成企業割合	60.4

資料：浜松公共職業安定所(2022年6月1日現在)

## 3 アンケート調査結果

### (1) 調査対象

障がい者（18歳以上）：18歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者と障がい福祉サービス利用者

障がい児（18歳未満）：18歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または障害児通所支援利用者

### (2) 調査期間

2023年1月～2023年2月

### (3) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

### (4) 回収状況

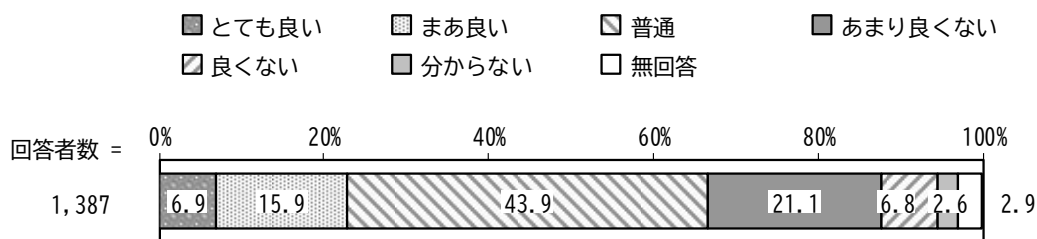
	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者（18歳以上）	2545通	1387通	54.5%
障がい児（18歳未満）	299通	164通	54.8%

## (5) 主な調査結果

### 【障がい者（18歳以上）調査】

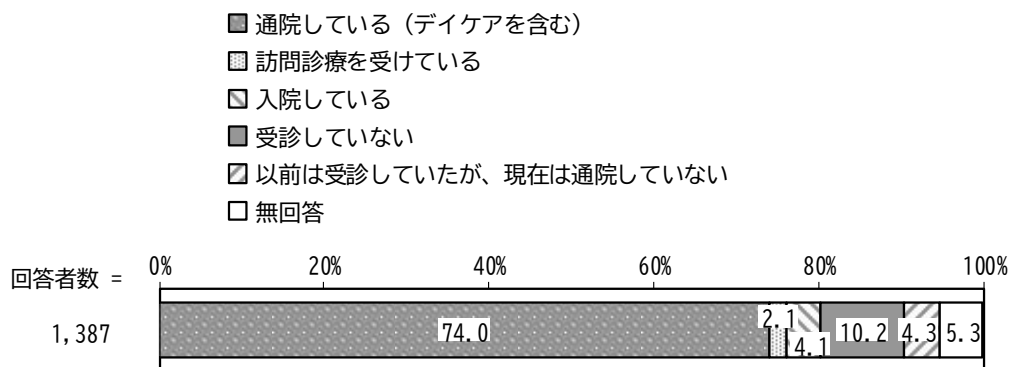
#### ○ 最近の健康状態はいかがですか。

「普通」の割合が43.9%と最も高く、次いで「あまり良くない」の割合が21.1%、「まあ良い」の割合が15.9%となっています。



#### ○ 現在、定期的に医療機関を受診していますか。

「通院している（デイケアを含む）」の割合が74.0%と最も高く、次いで「受診していない」の割合が10.2%となっています。



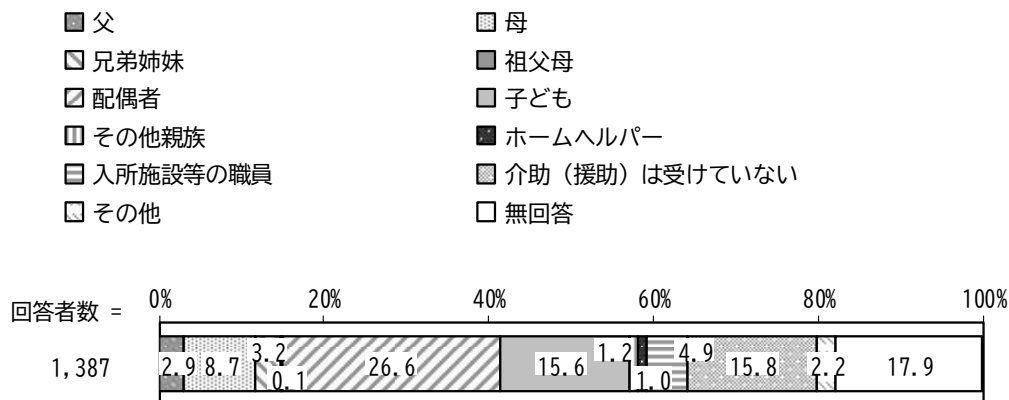
○ 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要だと思いますか。

「経済的な助成制度の充実」の割合が27.8%と最も高く、次いで「災害時の支援」の割合が26.0%、「医療従事者の確保、人材育成」の割合が25.6%となっています。



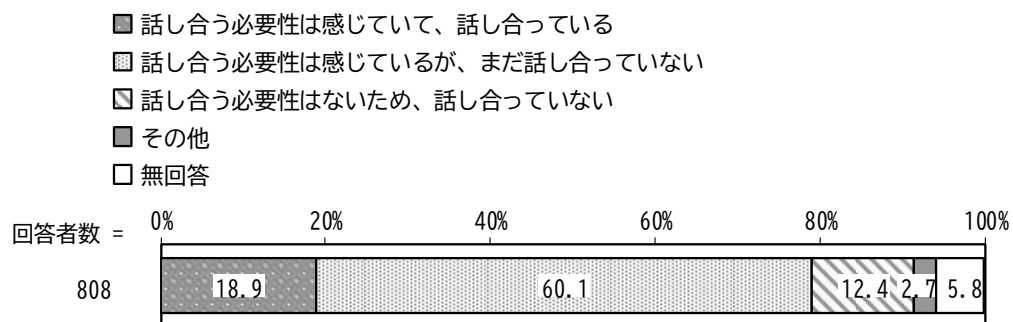
○ あなたへの介助（援助）について、主な介助者（援助者）はどなたですか。

「配偶者」の割合が26.6%と最も高く、次いで「介助（援助）は受けていない」の割合が15.8%、「子ども」の割合が15.6%となっています。



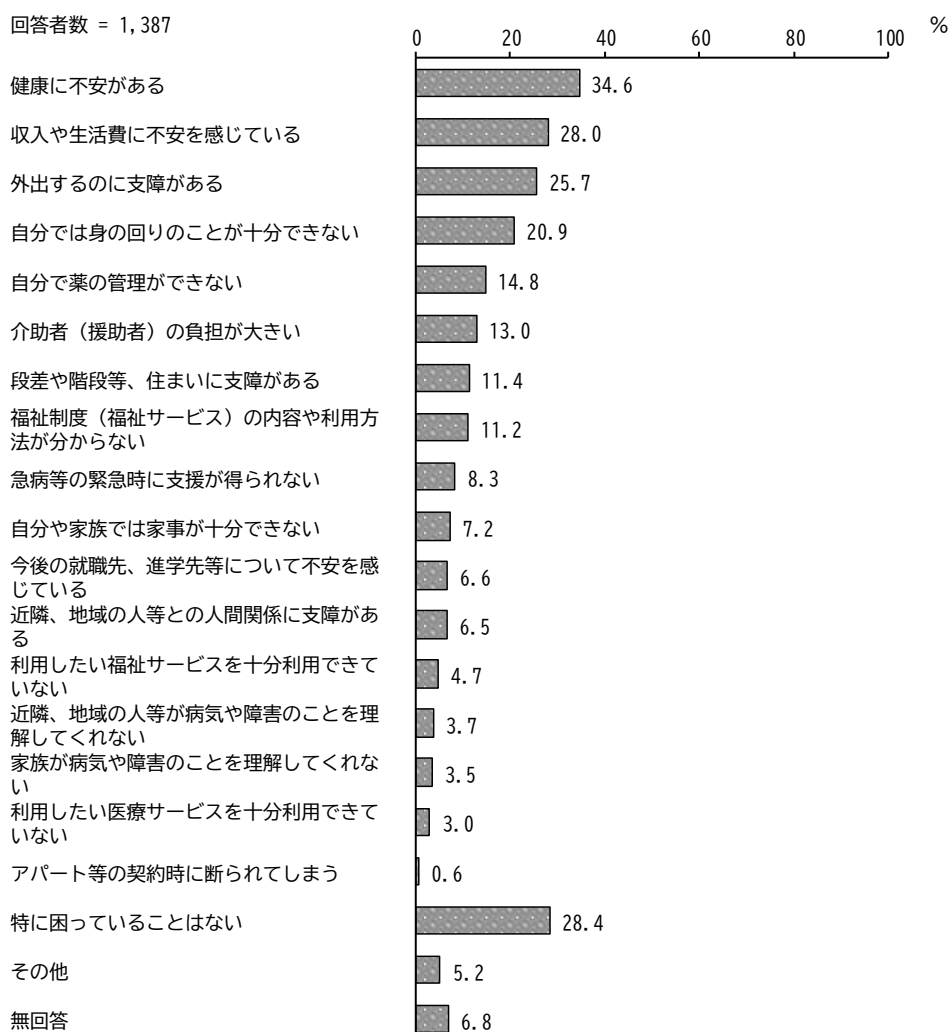
○ 親亡き後等、介護者がいなくなった場合の生活について、家族や親族内で話し合いをしていますか。

「話し合う必要性は感じているが、まだ話し合っていない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「話し合う必要性は感じていて、話し合っている」の割合が18.9%、「話し合う必要性はないため、話し合っていない」の割合が12.4%となっています。



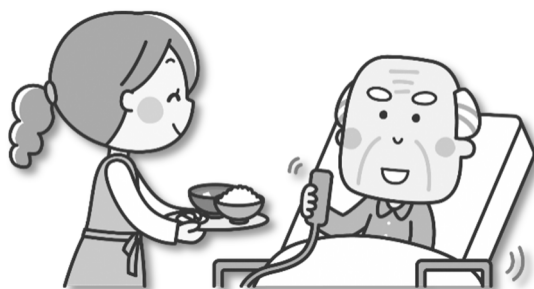
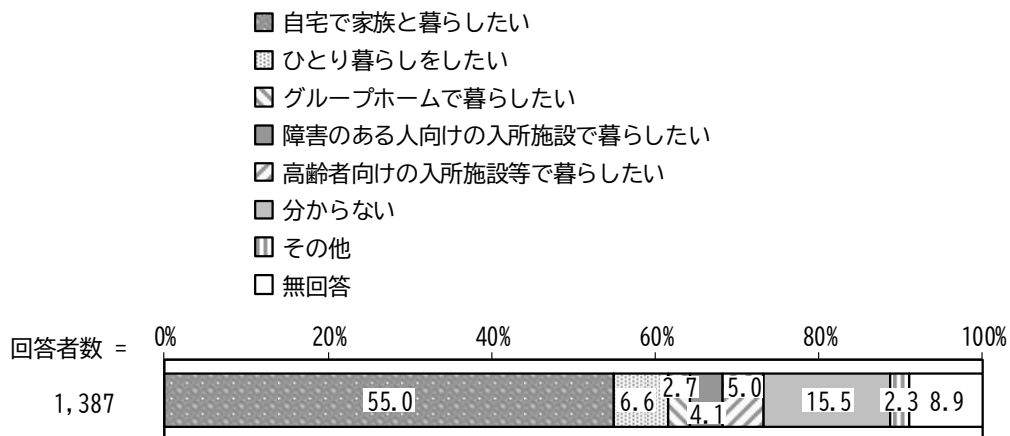
○ あなたは、日常生活で何に困っていますか。

「健康に不安がある」の割合が34.6%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」の割合が28.4%、「収入や生活費に不安を感じている」の割合が28.0%となっています。



○ あなたは、将来、どこで暮らしたいと思いますか。

「自宅で家族と暮らしたい」の割合が55.0%と最も高く、次いで「分からない」の割合が15.5%となっています。



○ あなたは、障がいのある人が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。

障がい種別にみると、全体的に「周囲の人達の障害に対する理解」「年金、手当、医療費の助成等の経済的な支援」「困った時に気軽に相談できる窓口の設置」の割合が高くなっており、身体障害で「年金、手当、医療費の助成等の経済的な支援」の割合が、精神障害、知的障害で「周囲の人達の障害に対する理解」の割合が、難病のある方で「周囲の人達の障害に対する理解」「年金、手当、医療費の助成等の経済的な支援」の割合が最も高くなっています。

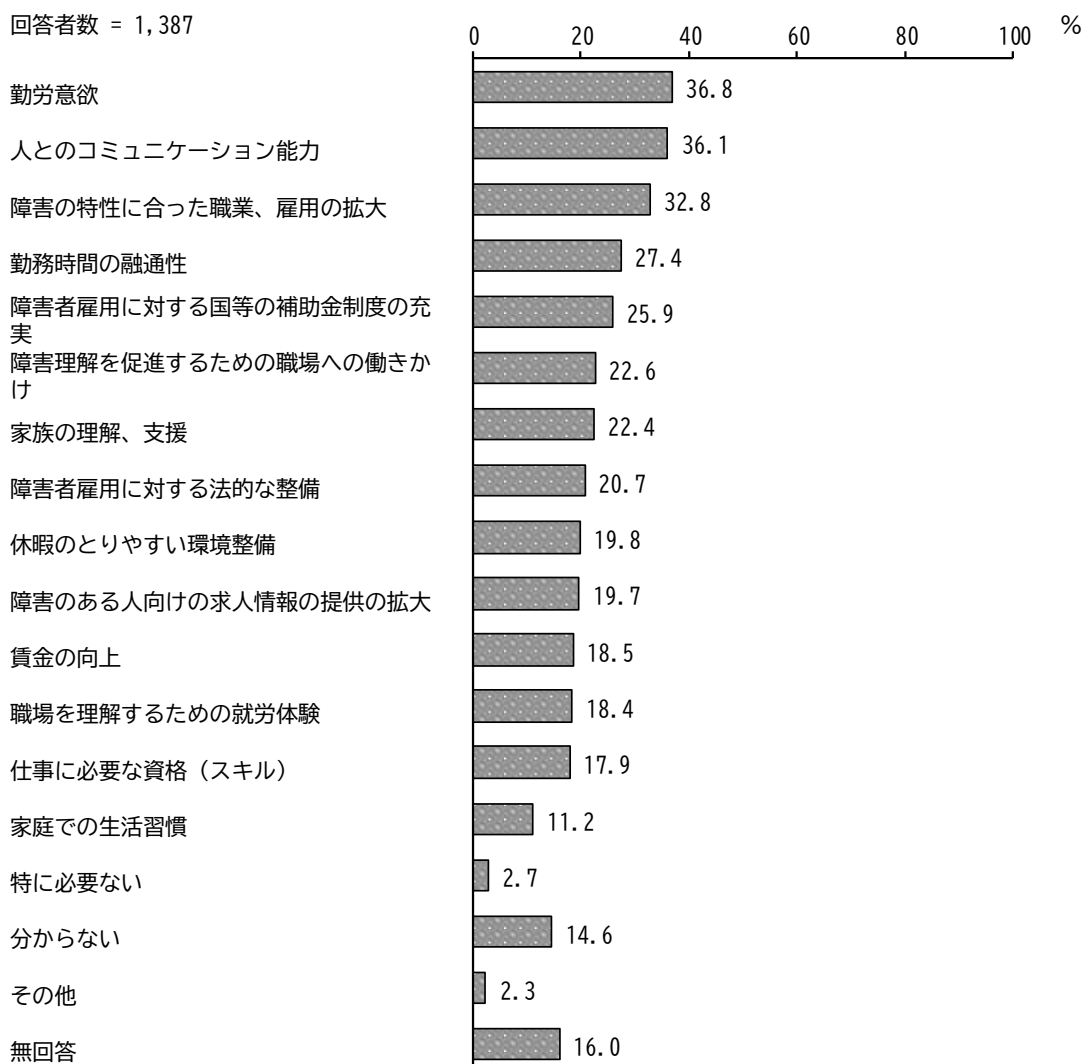
単位：％

区分	回答者数(件)	周囲の人達の障害に対する理解	年金、手当、医療費の助成等の経済的な支援	困った時に気軽に相談できる窓口の設置	働くための手助けや障害のある人の雇用	災害時の避難等や防災対策	在宅生活を続けるための福祉サービス(ホームヘルプ等)	福祉に関する情報提供	差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の活用等、障害のある人の権利擁護	医療機関やリハビリテーションの専門的な施設の整備	障害のある人と地域の人との交流	外出時の手助け	施設やグループホーム等、住まいの確保	日中通所するための福祉施設(就労継続支援、生活介護)
全体	1387	50.8	48.2	46.4	23.7	23.4	22.0	20.9	20.3	19.6	19.3	19.3	17.2	16.4
身体障害	1046	46.0	46.2	44.5	18.5	21.9	22.8	18.3	14.9	19.5	16.5	19.6	13.5	13.3
知的障害	218	58.7	48.6	46.3	31.2	25.7	18.3	24.8	30.3	19.7	22.0	19.3	30.3	25.7
精神障害	204	67.6	62.7	51.0	37.7	22.5	22.5	28.4	38.7	21.6	26.5	16.7	20.1	22.1
難病のある方	251	49.8	49.8	46.2	19.1	23.5	24.3	19.5	15.9	21.5	15.1	20.3	15.1	9.2

区分	建物や道路、電車やバス等のバリアフリー化	障がいのある子どもの保育や教育	学校での福祉に関する教育活動	障がいの早期発見、早期受診、早期療育	障がいのある人自身の積極的な社会参加	ボランティア活動の充実	障がいのある人の活動についての情報発信	手話通訳や要約筆記などコミュニケーション支援の充実	手助け	スポーツ、生涯学習や文化活動の手助け	点字や文字盤など、それぞれの障がいに応じた情報を入力するためのサポート	特になし	その他	無回答
全体	15.5	14.1	13.8	13.6	12.0	10.6	9.9	8.8	8.2	6.5	8.9	2.7	7.7	
身体障害	15.7	11.6	11.7	11.3	9.8	10.1	7.7	7.6	6.6	5.1	9.2	2.8	8.3	
知的障害	13.8	17.4	15.1	14.2	12.8	10.6	13.8	10.6	11.0	8.7	8.3	2.3	5.5	
精神障害	13.2	17.6	19.1	20.6	18.6	13.7	18.6	8.8	12.7	8.3	2.9	4.4	3.9	
難病のある方	15.5	11.2	10.0	12.7	12.0	9.2	7.2	9.2	8.4	5.6	5.6	2.8	7.6	

○ あなたは、障がいのある人が企業等で就労するために必要だと思うことはどのようなことですか。

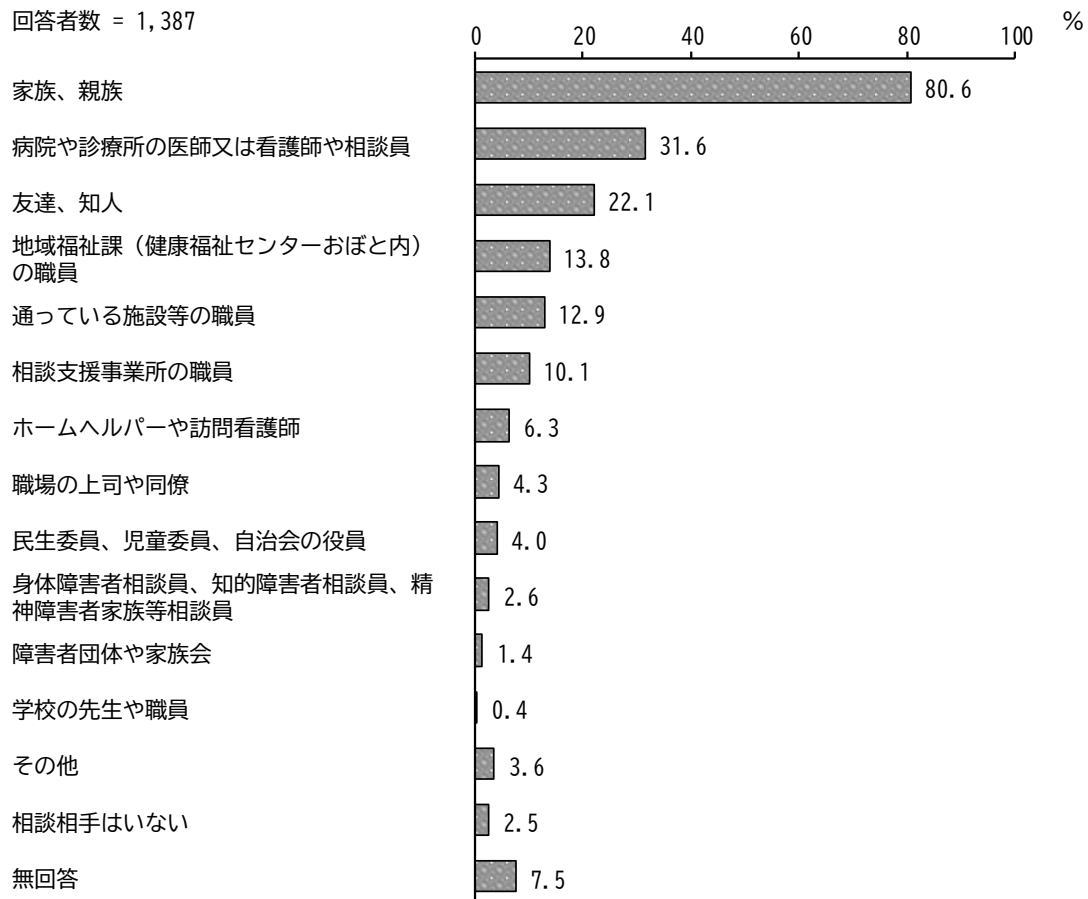
「勤労意欲」の割合が36.8%と最も高く、次いで「人とのコミュニケーション能力」の割合が36.1%、「障害の特性に合った職業、雇用の拡大」の割合が32.8%となっています。





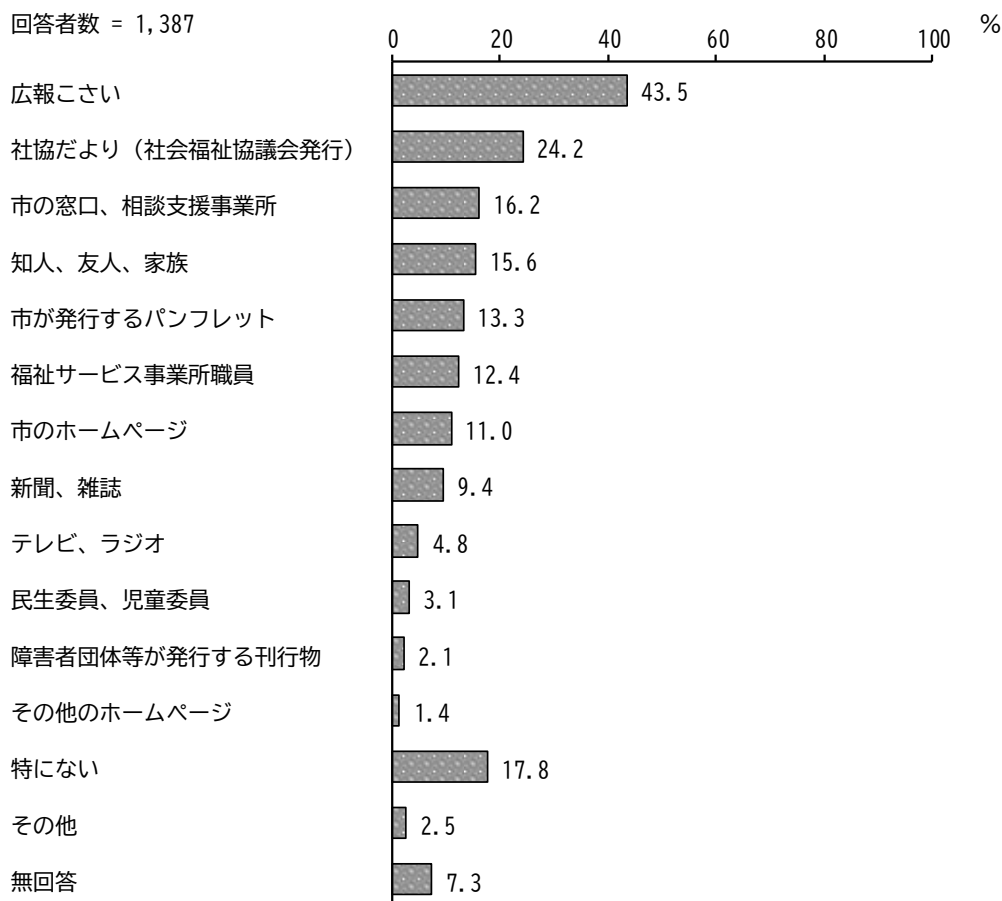
○ あなたが困ったときに相談する相手はどなたですか。

「家族、親族」の割合が80.6%と最も高く、次いで「病院や診療所の医師又は看護師や相談員」の割合が31.6%、「友達、知人」の割合が22.1%となっています。



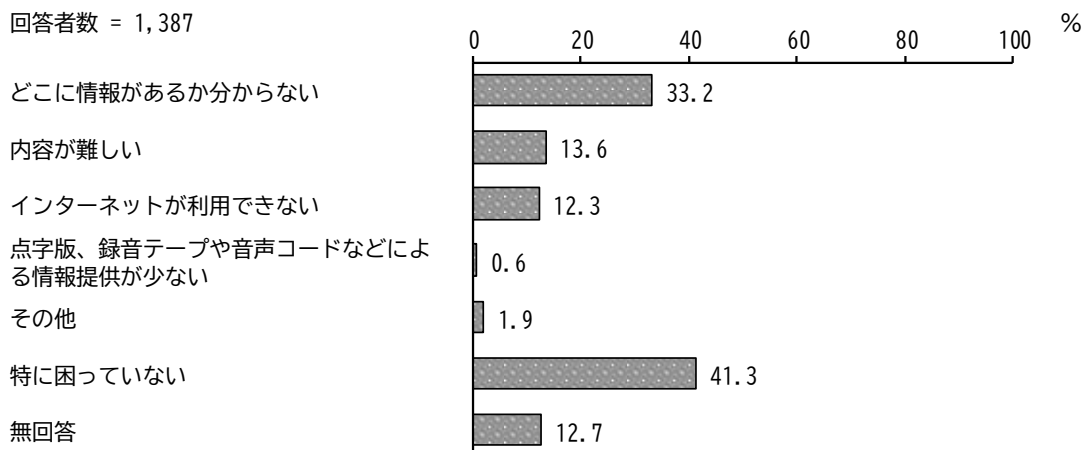
○ あなたは湖西市の福祉に関する情報を、何から知ることが多いですか。

「広報こさい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「社協だより（社会福祉協議会発行）」の割合が24.2%、「特にない」の割合が17.8%となっています。



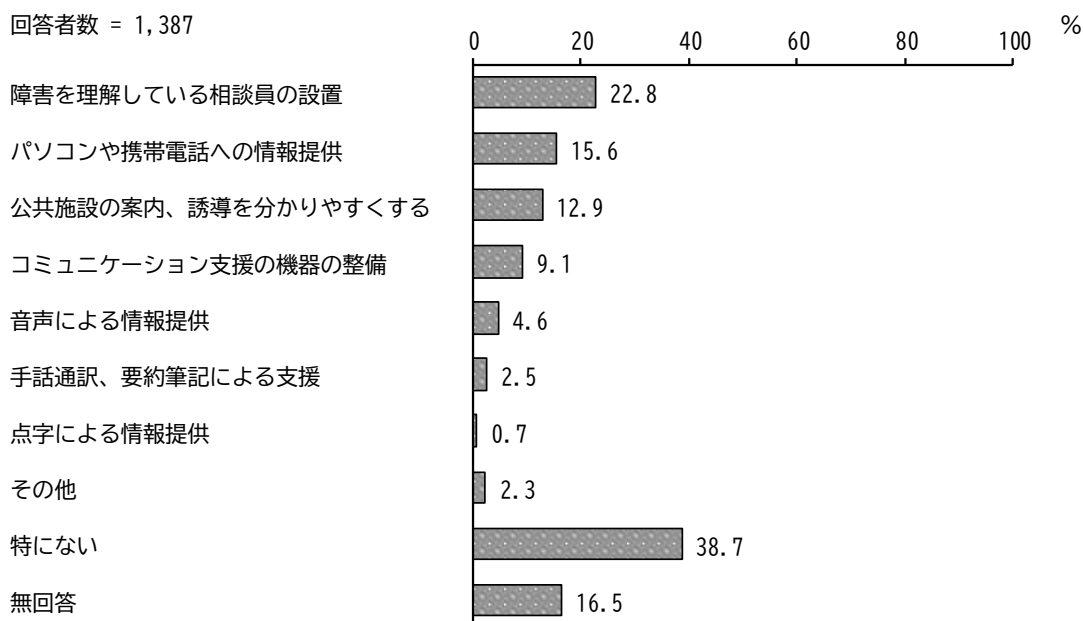
○ 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。

「特に困っていない」の割合が41.3%と最も高く、次いで「どこに情報があるか分からない」の割合が33.2%、「内容が難しい」の割合が13.6%となっています。



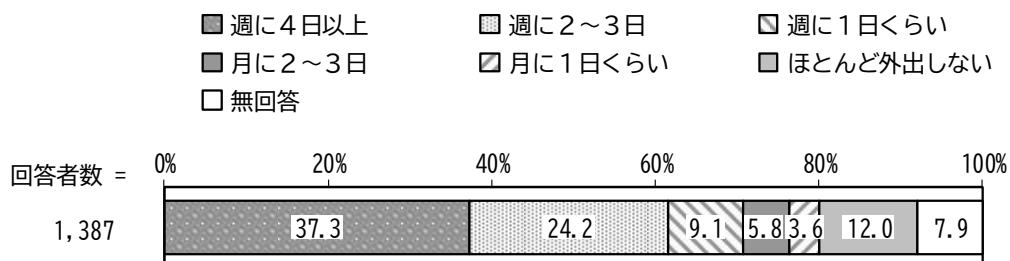
○ コミュニケーション促進や情報取得のために充実して欲しいことは何ですか。

「特にない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「障害を理解している相談員の設置」の割合が22.8%、「パソコンや携帯電話への情報提供」の割合が15.6%となっています。



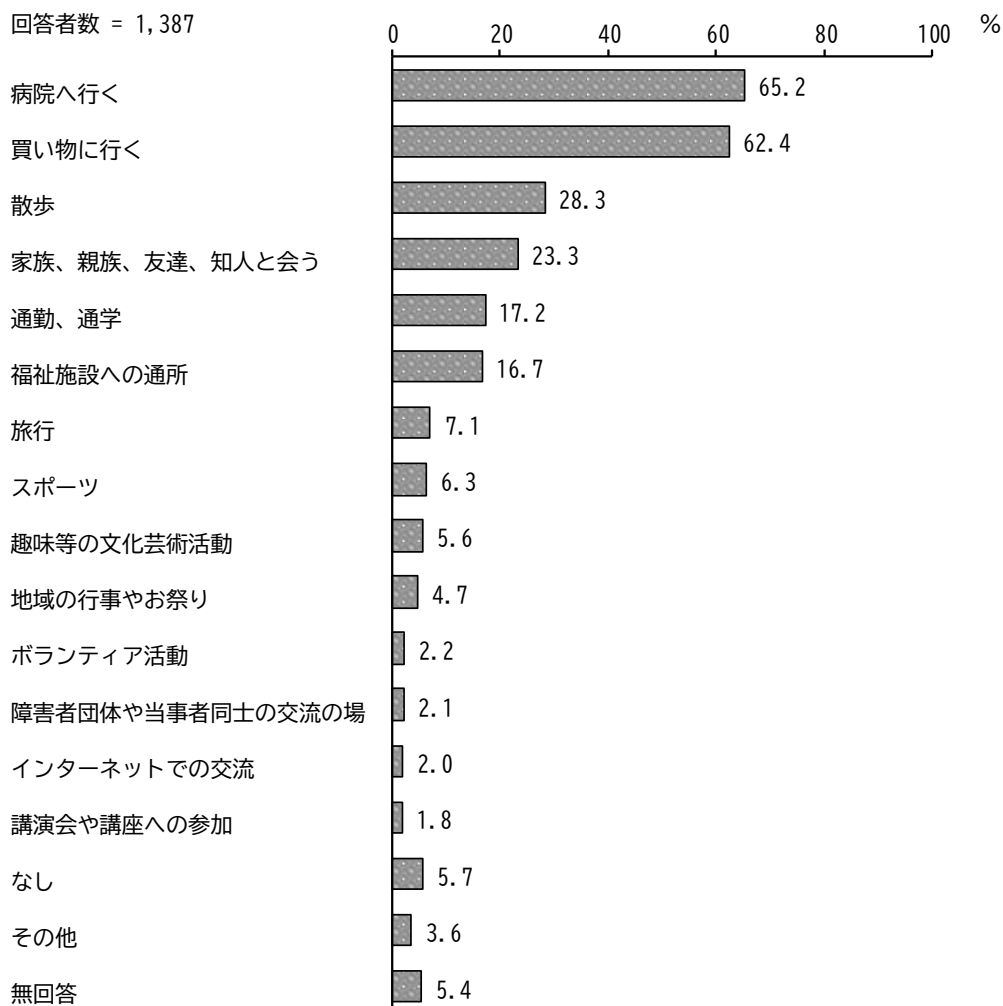
○ あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。

「週に4日以上」の割合が37.3%と最も高く、次いで「週に2～3日」の割合が24.2%、「ほとんど外出しない」の割合が12.0%となっています。



○ あなたは、最近、どのような外出や社会参加をしましたか。

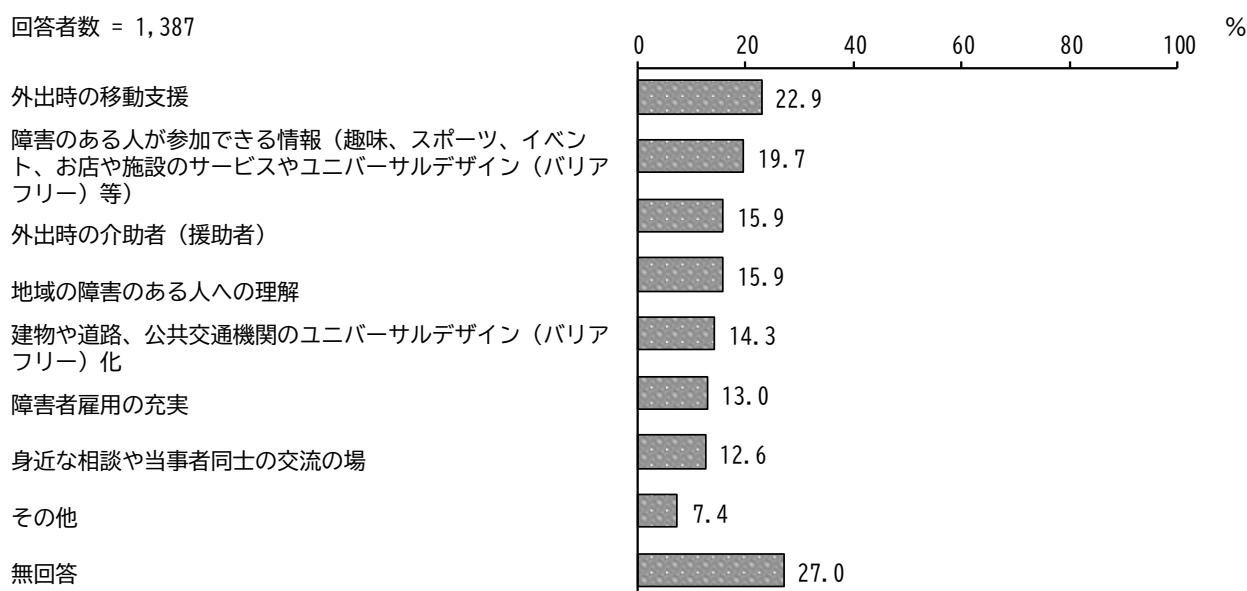
「病院へ行く」の割合が65.2%と最も高く、次いで「買い物に行く」の割合が62.4%、「散歩」の割合が28.3%となっています。



○ あなたが、外出等の社会参加をするにあたって必要なものは何ですか。

「外出時の移動支援」の割合が22.9%と最も高く、次いで「障害のある人が参加できる情報（趣味、スポーツ、イベント、お店や施設のサービスやユニバーサルデザイン（バリアフリー）等）」の割合が19.7%、「外出時の介助者（援助者）」、「地域の障害のある人への理解」の割合が15.9%となっています。

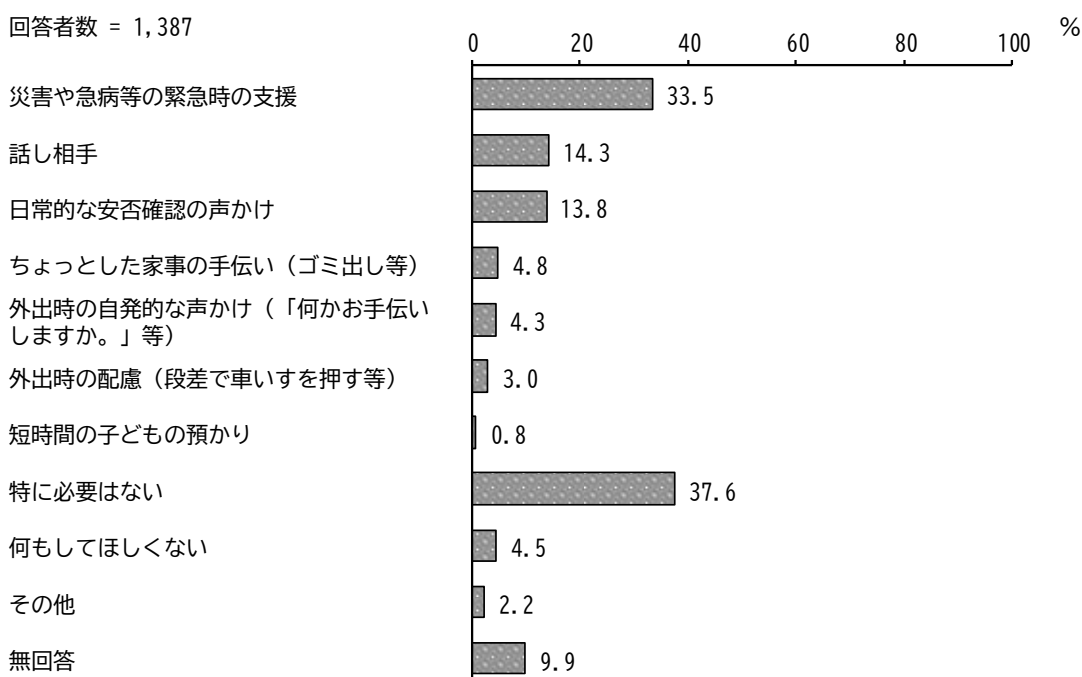
回答者数 = 1,387



○ あなたは、近隣、地域の人にどのようなことをしてもらいたいですか。

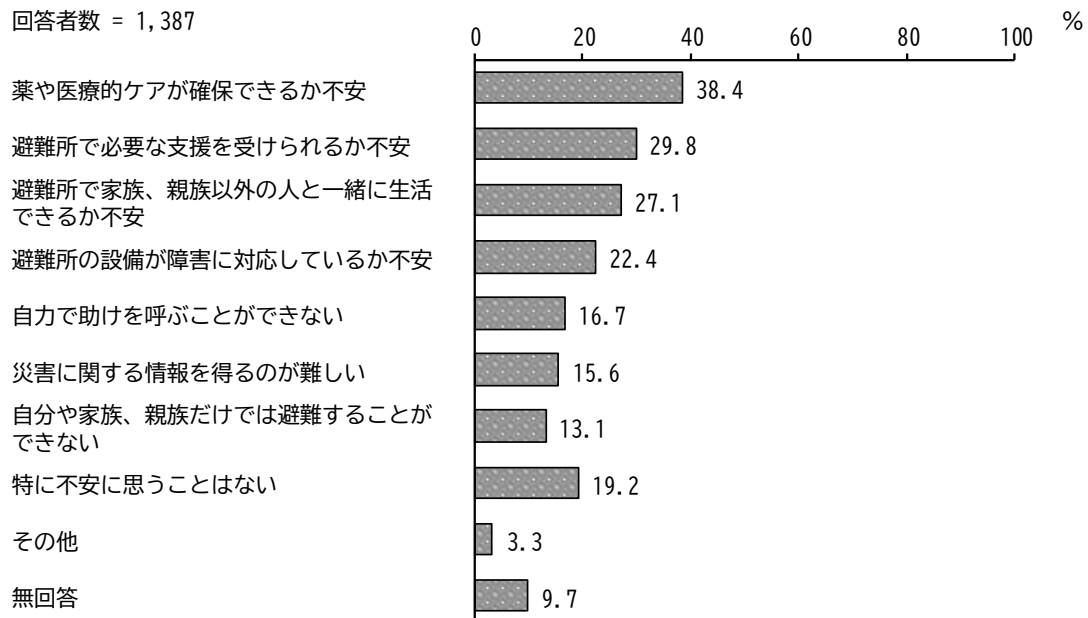
「特に必要はない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「災害や急病等の緊急時の支援」の割合が33.5%、「話し相手」の割合が14.3%となっています。

回答者数 = 1,387



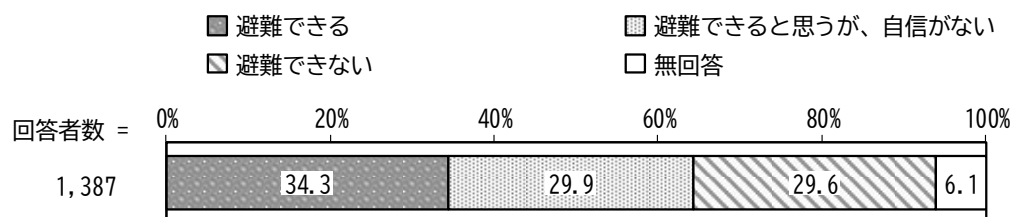
○ あなたは、災害発生時に不安に思うことはありますか。

「薬や医療的ケアが確保できるか不安」の割合が38.4%と最も高く、次いで「避難所で必要な支援を受けられるか不安」の割合が29.8%、「避難所で家族、親族以外の人と一緒に生活できるか不安」の割合が27.1%となっています。



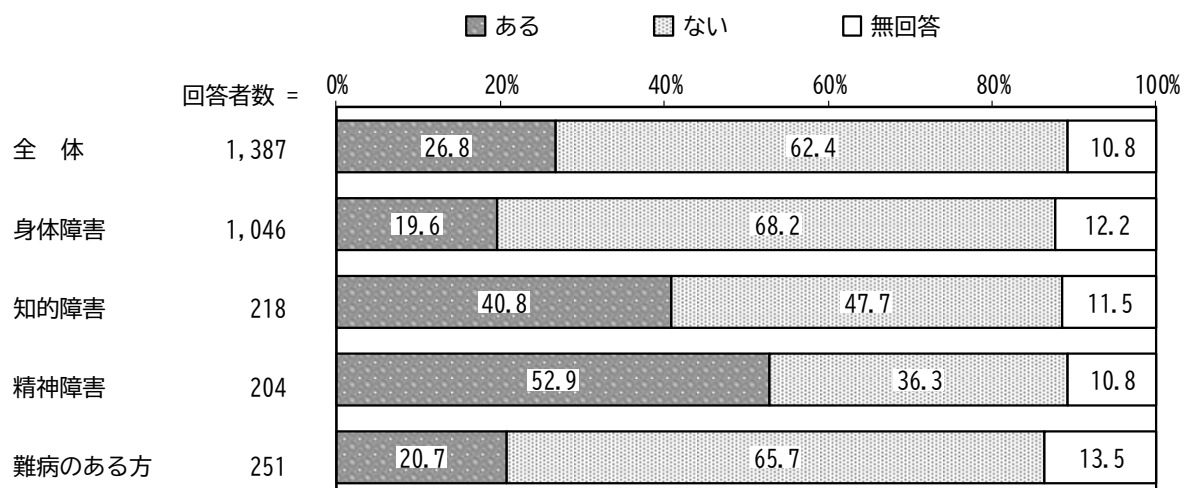
○ あなたは、災害発生時に1人で避難できますか。

「避難できる」の割合が34.3%と最も高く、次いで「避難できると思うが、自信がない」の割合が29.9%、「避難できない」の割合が29.6%となっています。



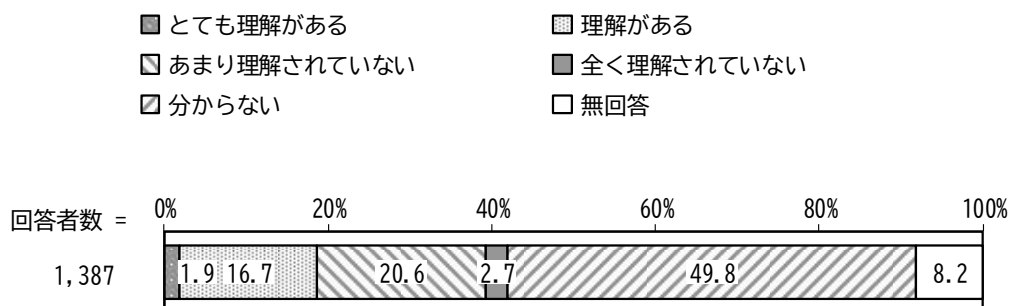
○ あなたは、障がいがあることを理由に嫌な思いや配慮に欠けると思った対応を経験したことがありますか。

障がい種別にみると、知的障害、精神障害で「ある」の割合が、身体障害で「ない」の割合が高くなっています。



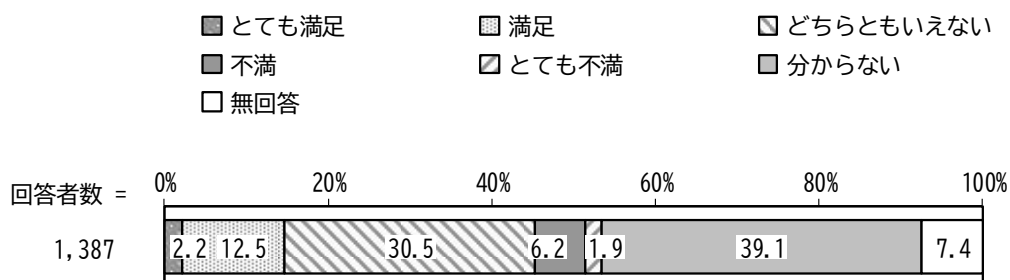
○ あなたは、市民の障がいのある人に対する理解について、どのように感じていますか。

「分からない」の割合が49.8%と最も高く、次いで「あまり理解されていない」の割合が20.6%、「理解がある」の割合が16.7%となっています。



○ あなたは、湖西市の障がい福祉の施策全般について、どのように感じて  
いますか。

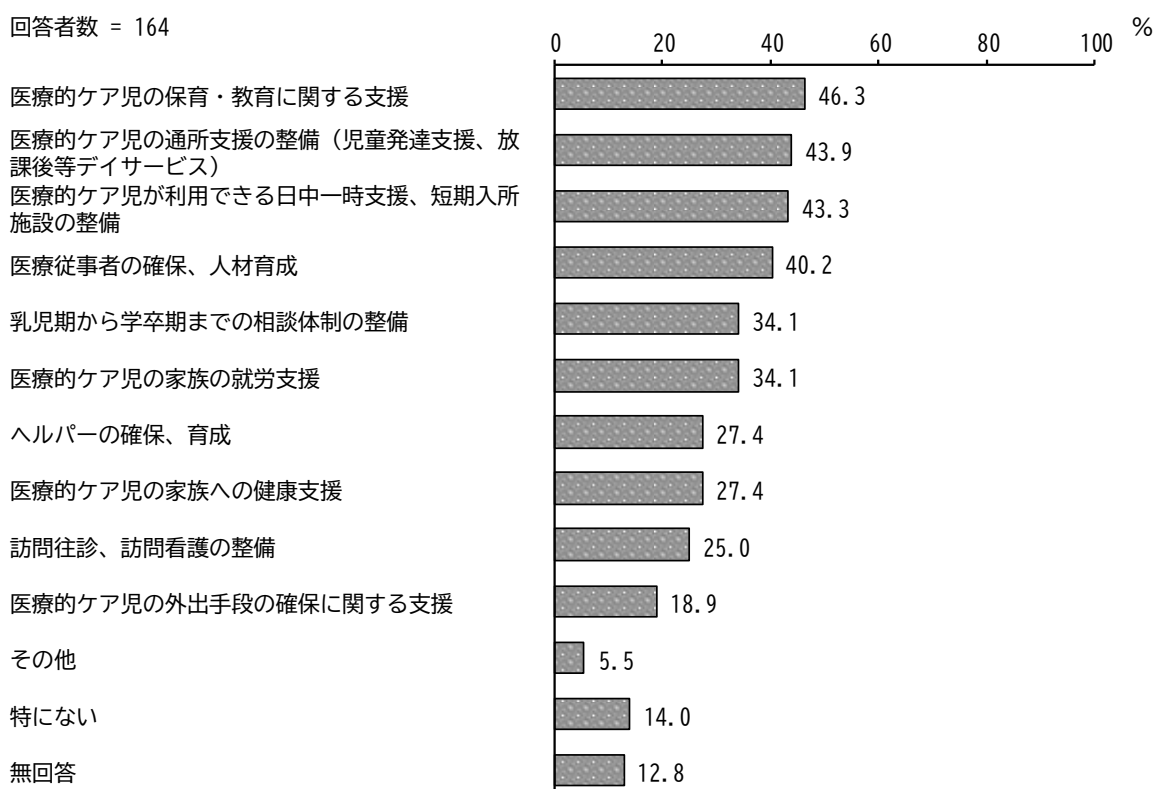
「分からない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合  
が30.5%、「満足」の割合が12.5%となっています。



### 【障がい児（18歳未満）調査】

○ 医療的ケアが必要な児童に関して、どのような支援の充実が必要だと思  
いますか。

「医療的ケア児の保育・教育に関する支援」の割合が46.3%と最も高く、次いで「医  
療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援、放課後等デイサービス）」の割合が43.9%、  
「医療的ケア児が利用できる日中一時支援、短期入所施設の整備」の割合が43.3%と  
なっています。

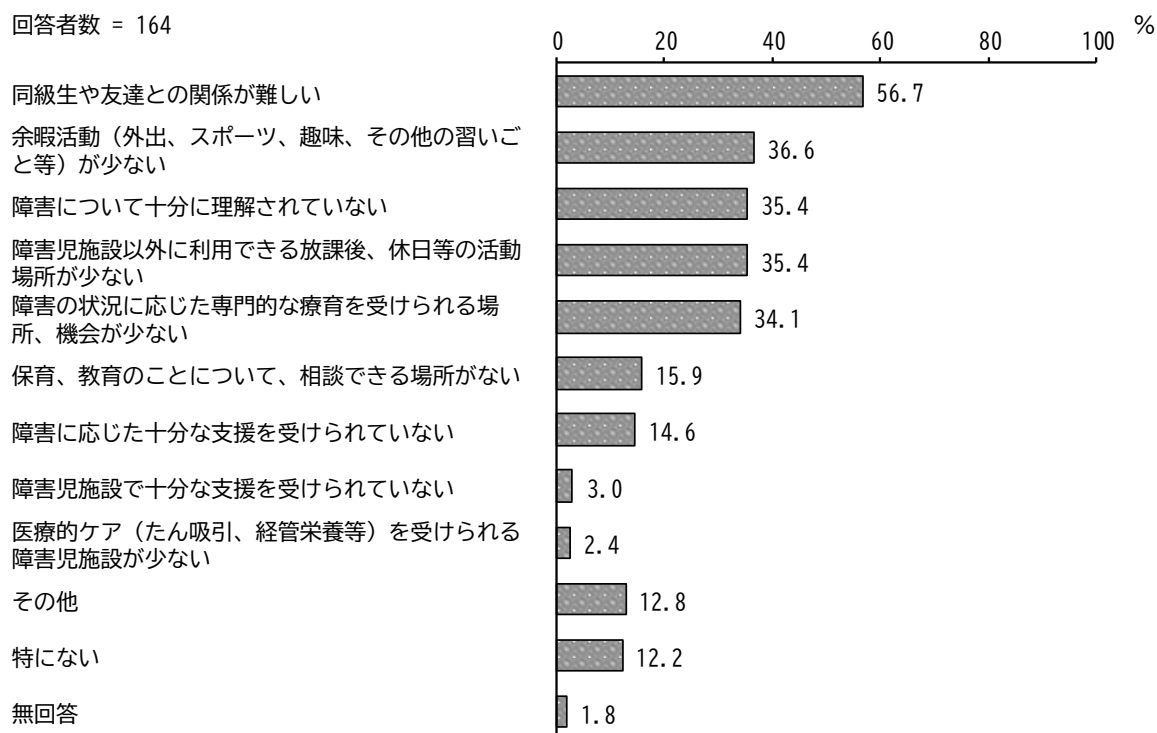




○ お子さんについて、日常生活に関して、不安や課題を感じていることはありますか。

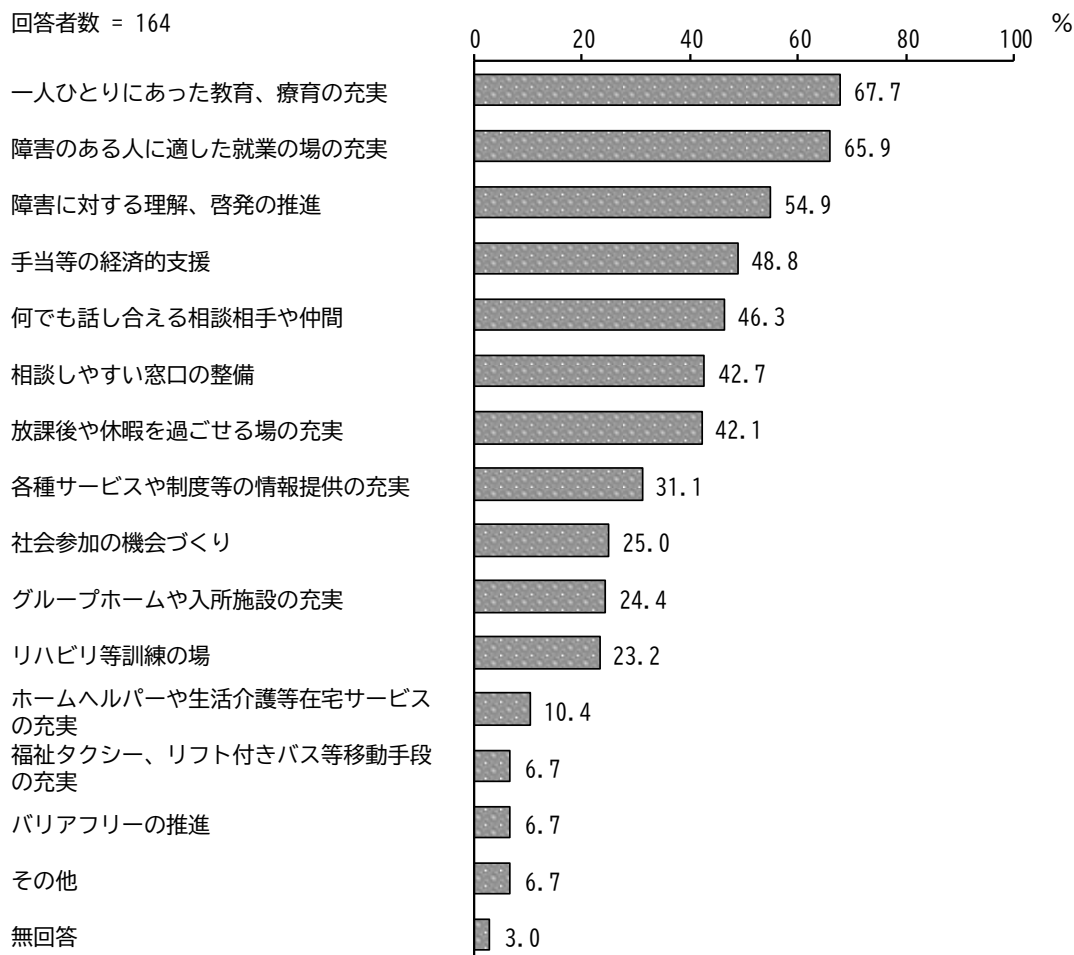
「同級生や友達との関係が難しい」の割合が56.7%と最も高く、次いで「余暇活動（外出、スポーツ、趣味、その他の習いごと等）が少ない」の割合が36.6%、「障害について十分に理解されていない」、「障害児施設以外に利用できる放課後、休日等の活動場所が少ない」の割合が35.4%となっています。

回答者数 = 164



○ お子さんが生活していく中で、今後どのようなことが必要だと思いますか。

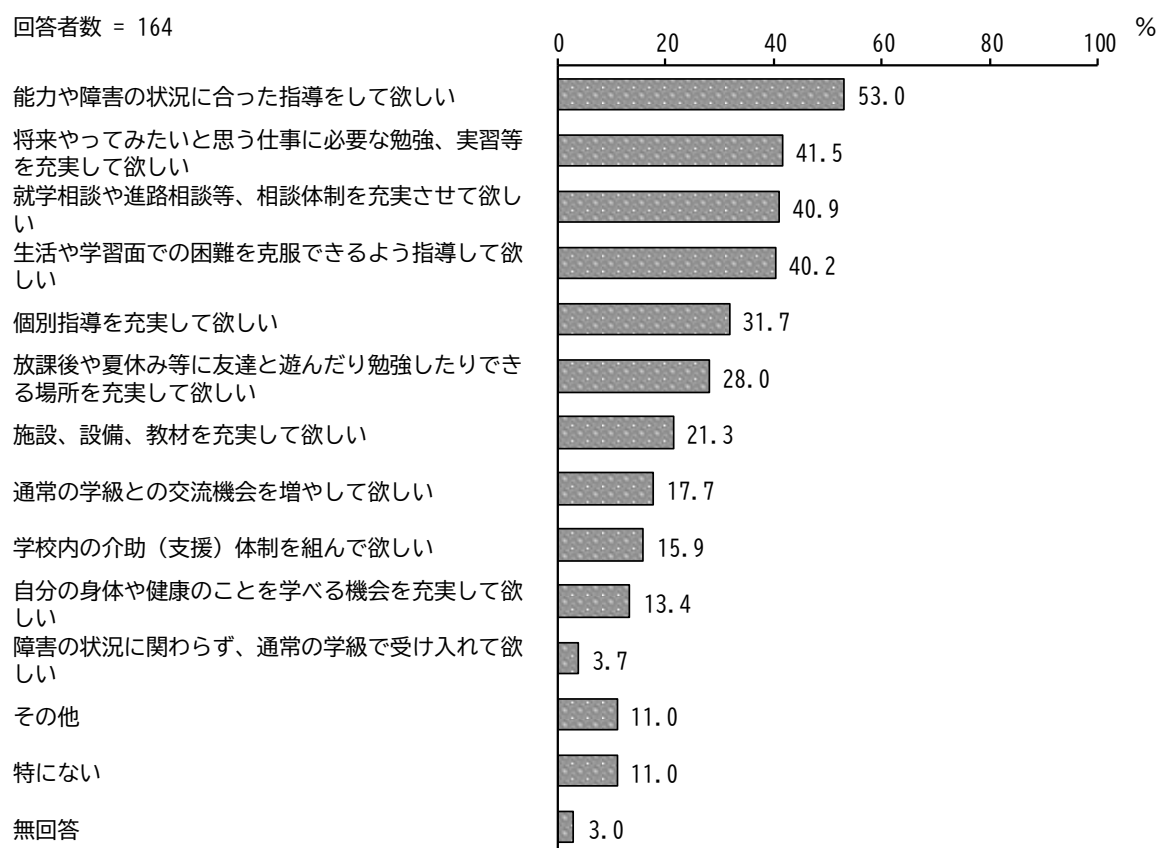
「一人ひとりにあった教育、療育の充実」の割合が67.7%と最も高く、次いで「障害のある人に適した就業の場の充実」の割合が65.9%、「障害に対する理解、啓発の推進」の割合が54.9%となっています。



○ 学校教育に望むことはどのようなことですか。

「能力や障害の状況に合った指導をして欲しい」の割合が53.0%と最も高く、次いで「将来やってみたいと思う仕事に必要な勉強、実習等を充実して欲しい」の割合が41.5%、「就学相談や進路相談等、相談体制を充実させて欲しい」の割合が40.9%となっています。

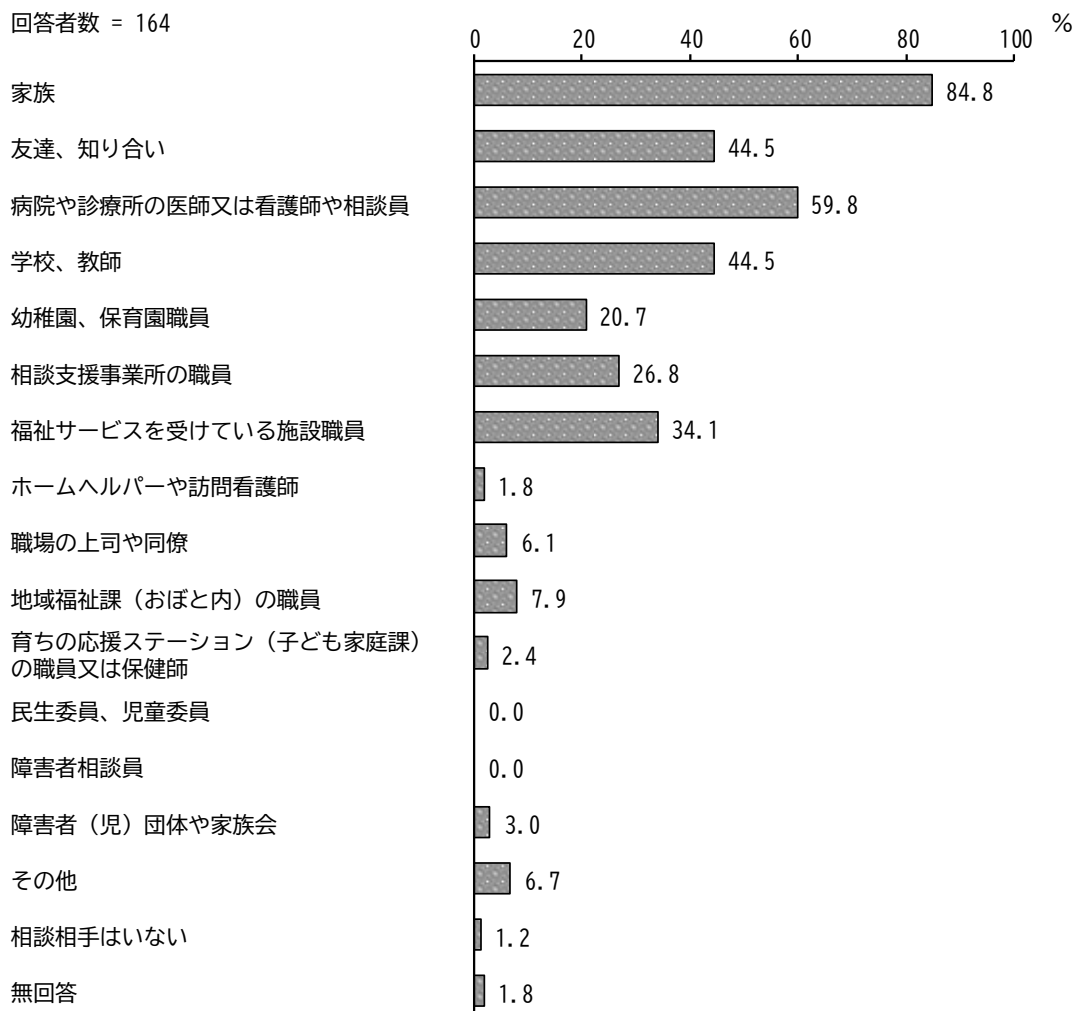
回答者数 = 164



○ お子さんに関する悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。

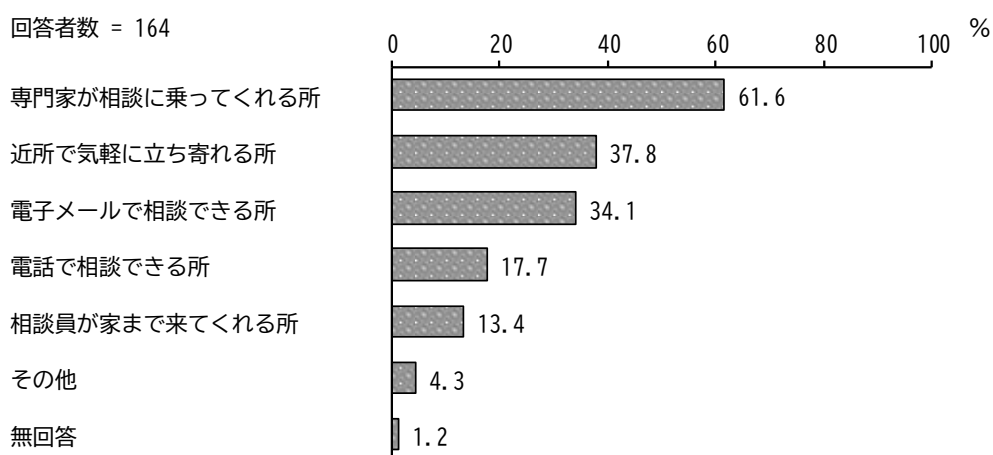
「家族」の割合が84.8%と最も高く、次いで「病院や診療所の医師又は看護師や相談員」の割合が59.8%、「友達、知り合い」、「学校、教師」の割合が44.5%となっています。

回答者数 = 164



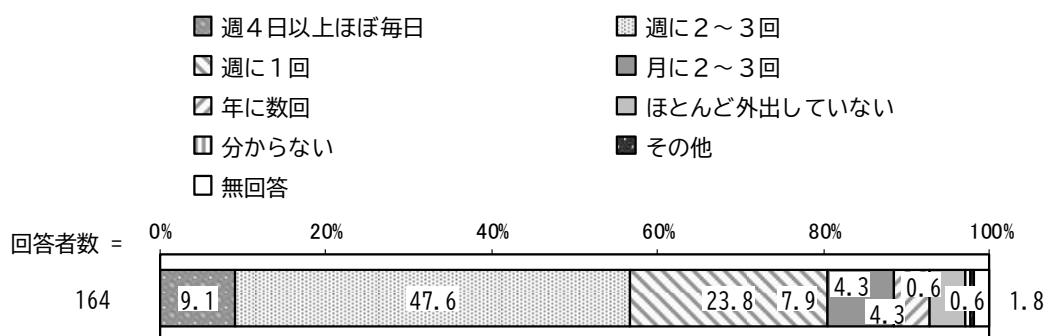
○ 家族や友達、近所の人以外の相談機関について、どのような所であれば相談しやすいと思いますか。

「専門家が相談に乗ってくれる所」の割合が61.6%と最も高く、次いで「近所で気軽に立ち寄れる所」の割合が37.8%、「電子メールで相談できる所」の割合が34.1%となっています。



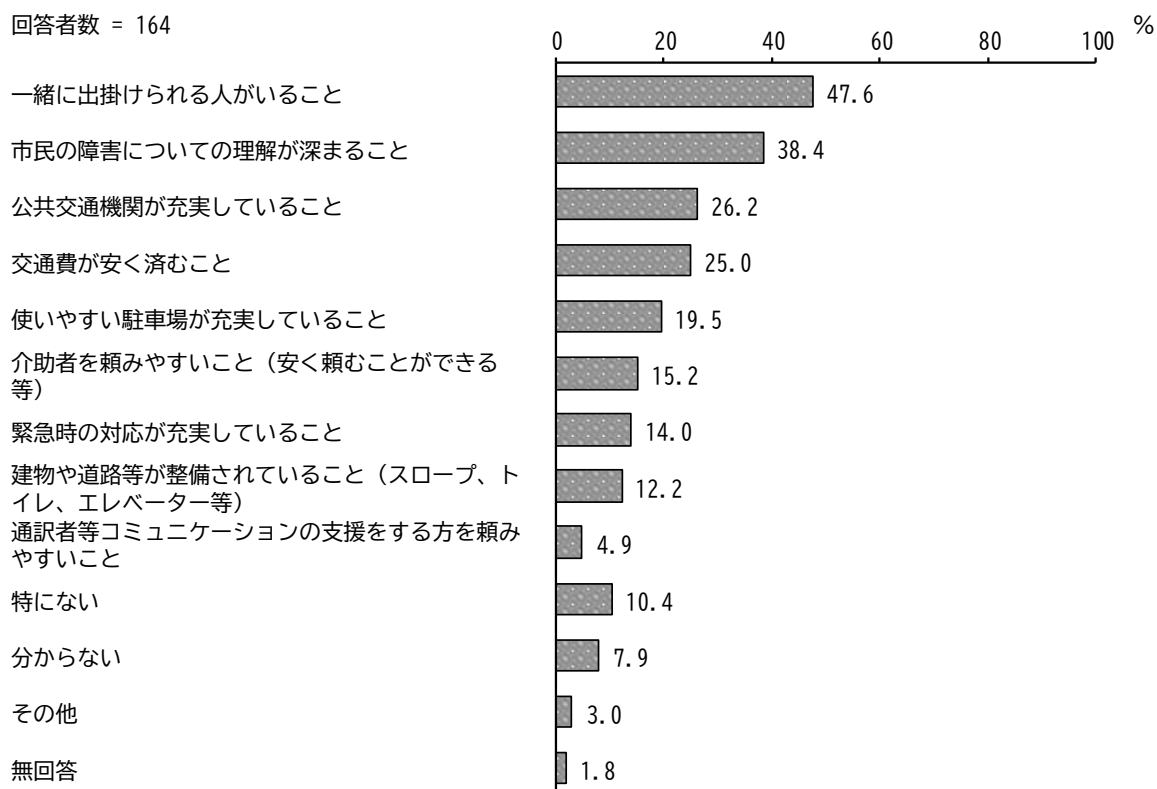
○ お子さんはどのくらいの頻度で外出していますか。

「週に2～3回」の割合が47.6%と最も高く、次いで「週に1回」の割合が23.8%となっています。



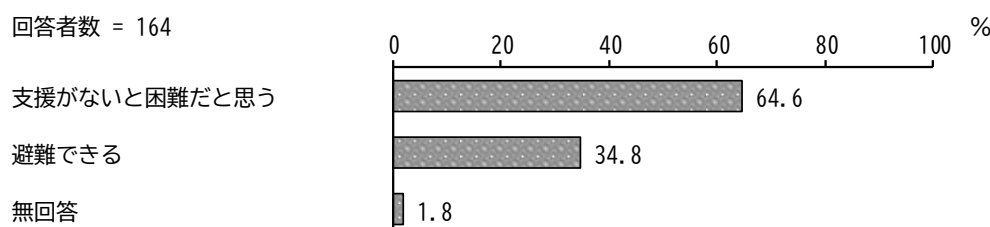
○ お子さんがより外出しやすくなる、地域活動に参加しやすくなるためには何が必要ですか。

「一緒に出掛けられる人がいること」の割合が47.6%と最も高く、次いで「市民の障害についての理解が深まること」の割合が38.4%、「公共交通機関が充実していること」の割合が26.2%となっています。



○ お子さんは災害発生時に自力で避難することができますか。

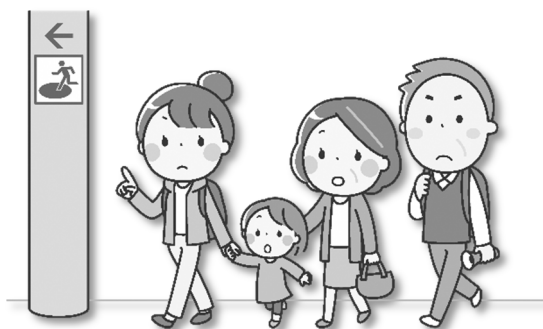
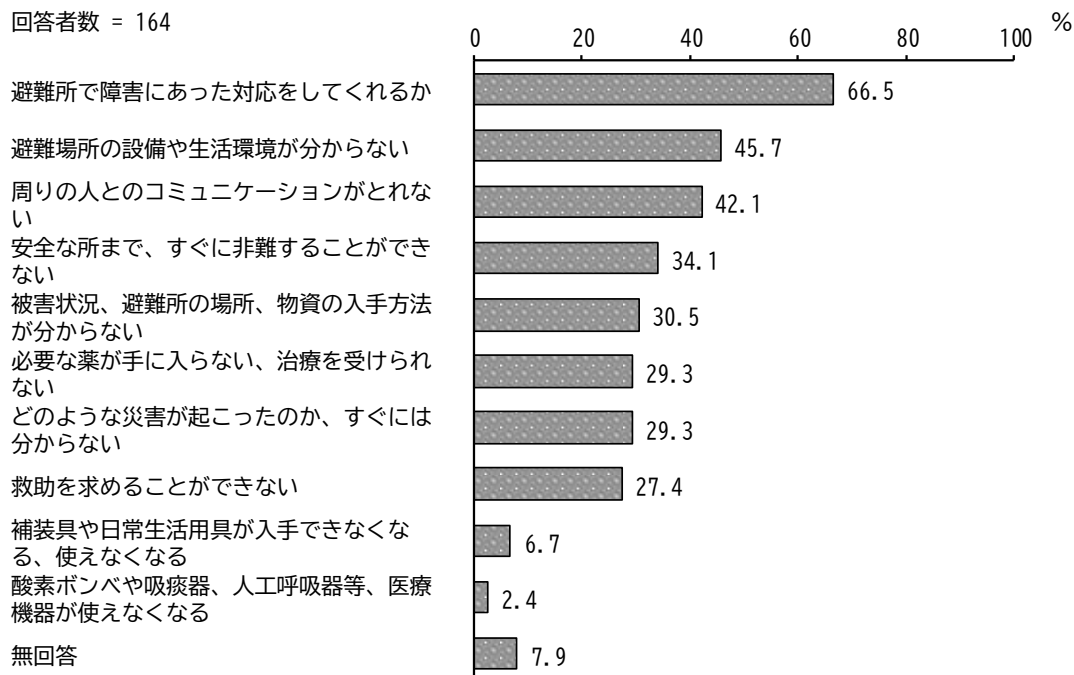
「避難できる」の割合が34.8%、「支援がないと困難だと思う」の割合が64.6%となっています。



○ 地震や水害等の災害時に困ることや不安なことは何ですか。

「避難所で障害にあった対応をしてくれるか」の割合が66.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備や生活環境が分からない」の割合が45.7%、「周りの人とのコミュニケーションがとれない」の割合が42.1%となっています。

回答者数 = 164



## 1 計画の基本理念

2020年度に策定された「第6次湖西市総合計画」では、2040年の理想の姿「KOSA I 2040」を4つ掲げており、この「KOSA I 2040」を目指すため、『「ひと・自然・業（わざ）」がつながり未来へ続く わがまち KOSA I』をキャッチフレーズとして、本市の持続可能な発展につながるまちづくりを進めています。

この「第6次湖西市総合計画」において、福祉部門の基本構想として「安心して暮らすことができるまちをつくる」が掲げられており、障がいのある人へきめ細かい支援を行うこととされています。

本市においては、これまで障がいの有無にかかわらず、互いを理解し、尊重しあい、協力して障がいのある人の自立した地域生活の実現を目指し、「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こそい」を基本理念として施策を展開してきました。

2022年度に策定された「第4次湖西市地域福祉計画」では、2020年度に策定した総合計画の将来像や、地域包括ケアシステムの構築を目指し、国で示す地域共生社会の実現に向けた方向性を踏まえるとともに、本市における現状・課題や住民意見を反映し、基本理念を「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」としています。

この考え方は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという障害者基本法の理念に合致するため、「第4次湖西市地域福祉計画」の基本理念に合わせ、「湖西市第5次障害者計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の理念を以下とします。

### 【基本理念】

誰もが自分らしく、安心して、  
しあわせに暮らせるまち こそい



## 2 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 障がい者理解の促進

地域共生社会の実現においては、地域住民が障がいに対する正しい理解を持つことが必要です。障がいに対する正しい理解を得られるような広報・啓発活動を促進します。また、障がいの有無に関わらず、交流活動の場を充実するとともに、小さい頃からの地域での福祉教育を推進し、地域で共に支えあう体制を整備していくことで、障がいのある人への理解の促進と差別の解消に努めていきます。

### 基本目標Ⅱ 自立及び社会参加の促進

障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、地域での自立した生活や社会参加が必要です。

障がいのある子どもに応じた教育とともに、インクルーシブ教育の推進を図っていきます。また、雇用・就労や生涯学習・スポーツ活動等の支援を進めることで、障がいのある人の自立及び社会参加を促進します。

### 基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活を支援する体制の整備が必要です。

地域における障がい福祉サービスを支える基盤整備を行うとともに、複合化、複雑化した障がいのある人の課題を解決するため、包括的な相談支援体制を構築します。また、ユニバーサルデザイン等の考え方に基づく生活環境の整備や保健・医療の充実を行うことで、地域生活支援の充実を図るとともに、介助する家族の負担軽減を図るための家族支援を推進します。

# 3

## 施策の体系

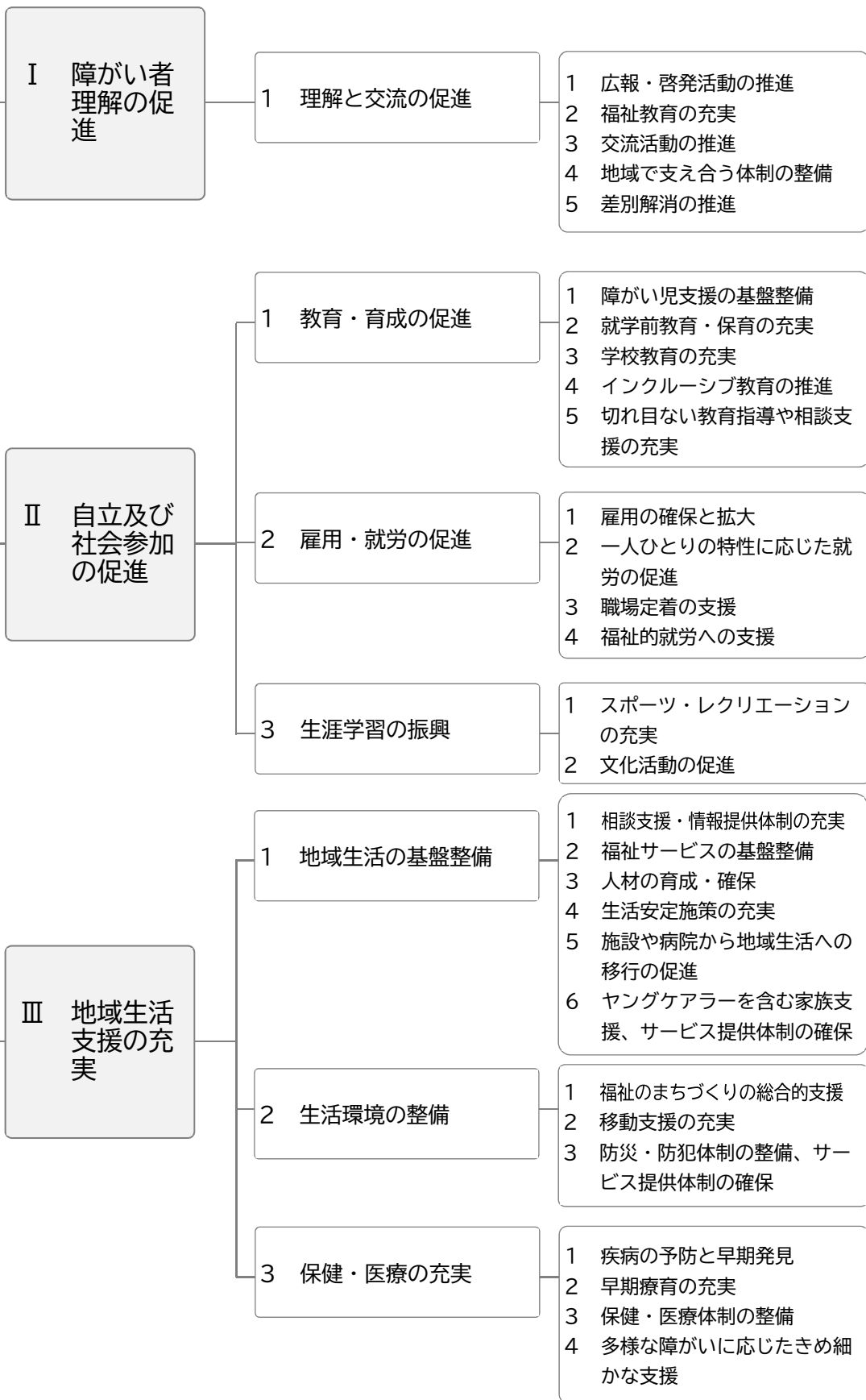
[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

[ 施策 ]

誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせるまちをこさい



## 基本目標 I

## 障がい者理解の促進

## 基本施策1

## 理解と交流の促進

## 現状・課題

共生社会の実現に向けて、障がいのある人への理解についての各種広報・啓発活動を行うとともに、様々な交流を通して障がいのある人に対する理解を深めることが重要となります。

本市では、障害者週間等の機会で、ポスターの掲示、浜名特別支援学校、地域活動支援センターの作品の展示等を行い、障がい福祉に関する啓発活動を実施してきました。また、交流活動として、国や県が実施する各種大会への参加の広報等を行ってきました。今後は参加者拡大のため、ウェブサイトや広報紙等障がいの特性に応じた様々な媒体を活用した周知啓発を今まで以上に行っていくことが必要となります。

障がい者団体等への支援として、補助金助成等を行っていますが、障がい者団体の高齢化やコロナ禍での活動自粛等により、活動そのものが行われていないこともあり、今後、障がい者団体の活動をさらに活性化させていくための支援を検討し、実施していくことが必要です。

アンケート調査では、市民の障がいに対する理解について、理解があると感じている障がいのある人が18.6%となっています。また、ヒアリング調査においても、「障がい及び障がいのある人に対する理解が進んでいない」「地域移行の中で、ある程度理解がないと地域で生活することは難しい」などの意見があり、障がいへの理解が十分とは言えません。また、「多様な媒体を活用した情報提供が十分でない」など、情報発信や情報提供に関する意見も出ています。

今後も、障がいのある人と障がいのない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らしていくためにも、全ての市民が障がいに対する理解を深めるとともに、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めていくための施策を促進していくことが必要です。

## 施策1 広報・啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつかっていくために、全ての市民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、障がいに関する知識を得る機会の創出・充実を進めます。

障がいに関する理解を促進する機会の充実や、障がいのある人についての情報発信を行うことで、広報・啓発活動を推進し、障がいに対する正しい理解が市民に浸透するよう取り組みます。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がいに関する理解を促進する機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会と連携し、福祉懇談会等を開催し、障がいに関する知識の啓発を行います。</li><li>・障がいに関する理解を促進するイベントや講習会の開催を支援します。</li></ul>
障がいのある人についての情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者週間等の機会を活用し、障がい福祉に関する啓発活動を実施します。</li><li>・「広報こさい」や「社協だより」、ウェブサイトやSNS等の様々な情報媒体を用いて、障がいに関する情報提供を行います。</li></ul>

## 施策2 福祉教育の充実

子どものころから障がいに対する正しい理解を得たり、ボランティア活動を経験することは、差別や偏見のないまちづくりを実現するための基盤となります。

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動の推進を図ります。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
学校教育等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉施設での体験学習やボランティア活動等の福祉体験学習の充実を図ります。</li><li>・障がいの有無にかかわらず、児童・生徒が交流を図れるよう、通常の学級と特別支援学級の交流を促進します。</li><li>・社会福祉協議会と連携し、中学生以上の生徒を対象とした「ちょこっとボランティア」、小学校4年生以上の児童・生徒を対象とした「わくわくチャレンジ」等、児童・生徒のボランティア活動への参加機会を充実します。</li></ul>

### 施策3 交流活動の推進

多様な人との交流は、地域で共に暮らす一員であるということや、地域で支え合うことの大切さを学ぶ重要な機会となります。

地域交流、ボランティア活動等を促進し、全ての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
交流機会や場所の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や県が実施する各種大会への参加について、地域の団体や地域住民に対してウェブサイト、広報紙等で周知し、参加を促進します。</li><li>・社会福祉協議会と連携し、障がいのある人と交流ができる機会の充実を図ります。</li><li>・公共施設の空きスペースを活用し、障がいのある人やその家族、地域住民等、多様な人の交流・活動の場を提供します。</li><li>・地域住民が交流を深め、支え合う地域づくりについて考えるきっかけとなるようなイベントを企画します。</li></ul>
障がい者団体の活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者団体が主催する講習会やレクリエーション事業等の実施を支援し、活動の活性化を図ります。</li><li>・障害者手帳交付の機会を利用し、障がい者団体の周知を図ります。また、補助団体に限らず、市内の活動団体の把握に努め、積極的に周知を図ります。</li><li>・障がい福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営費の助成等を行い、活動の活性化を図ります。障がい者の家族会の高齢化やコロナ禍での活動の実施等、事業展開の方法について見直し、活性化を図っていきます。</li></ul>



## 施策4 地域で支え合う体制の整備

福祉に対するニーズが多様化する中、虐待や生活困窮等の様々な社会問題が生じており、行政だけでは対応しきれない福祉ニーズに対応するためには、関係機関、ボランティアや地域住民が地域で支え合える環境を整備していく必要があります。

ボランティア・NPO活動の推進や関係機関・団体等の連携を強化し、地域における見守り体制を確立することで、地域で支え合う体制を整備していきます。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
ボランティア・NPO活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティアネットワークの加入に合わせ、ボランティア保険の普及や加入促進を図ります。</li> <li>・ボランティアネットワークを活用し、障がいのある人がボランティアによる必要なサービスを受けられる体制を整備します。</li> <li>・講演会を開催する等ボランティア団体の活動内容、ボランティア活動への理解を深め、ボランティアを行う人の拡大を図ります。</li> <li>・ボランティア連絡協議会を核に、市民の間にボランティアの輪を広げます。</li> <li>・障がい福祉サービスを提供しているNPO法人に対して、運営についての情報提供を行う等により、活動を支援します。</li> <li>・障がい福祉活動を行うNPO法人の立上げを支援します。</li> <li>・「社協だより」や市ウェブサイトを活用し、ボランティアに関する情報を市民に提供します。</li> <li>・ボランティアネットワークの紹介冊子の発行や、ボランティア交流会などにより、ボランティア活動を行う団体や個人が情報交換できる機会を提供します。</li> <li>・ボランティア情報の提供を通じて、ボランティアを必要としている人と、ボランティアをしたい人を結びつける仕組みづくりを推進します。</li> </ul>
地域における見守り体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の障がいのある人の状況を把握するとともに、障がいに関する情報支援を行います。</li> <li>・地域と連携し、地域での見守りを今後も継続して実施していきます。</li> <li>・市民に対して、地域における声掛けや安否確認の重要性について周知を行うことで、地域における見守り体制を整備していきます。</li> </ul>

## 施策5 差別解消の推進

差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報・啓発活動とともに、行政をはじめ、企業や店舗等の事業者やボランティア活動グループ等による合理的配慮の提供を促進します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
差別解消法の啓発や相談窓口の周知	・障がいを理由とする差別の解消について、市民の理解と関心を高めるため、広報活動による周知や研修等による啓発を行います。
合理的配慮の提供の促進	・誰もが安心して公共施設を利用できるよう、対応要領に基づいた合理的配慮を提供します。 ・2024年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行されることを受け、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」の促進を図ります。



## 現状・課題

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育の充実が重要となります。

本市では、児童発達支援や放課後等デイサービス、子育て支援センターや健康福祉センター内において、療育（発達）支援を行う相談窓口、教室等の開催、保育所等訪問支援等を行ってきました。

また、学校教育においては、教育、福祉、保健等の関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ってきています。

障がい児を対象としたアンケート調査によると、日常生活に関して、不安や課題を感じていることとして「同級生や友達との関係が難しい」が 56.7%と最も高く、次いで「余暇活動（外出、スポーツ、趣味、その他の習いごと等）が少ない」が 36.6%、「障害について十分に理解されていない」、「障害児施設以外に利用できる放課後、休日等の活動場所が少ない」が 35.4%となっています。

子どもが生活していく中で、今後必要と思うことについては、「一人ひとりにあった教育、療育の充実」が 67.7%と最も高く、次いで「障害のある人に適した就業の場の充実」、「障害に対する理解、啓発の推進」となっています。

また、学校教育に望むことについて、「能力や障害の状況に合った指導をして欲しい」が 53.0%と最も高くなっています。

ヒアリング結果では、「教職員の障がいに対する理解が必要である」や「特別支援教育の専門性を高める取組が必要である」などの意見がありました。また、インクルーシブ教育については、「具体的にどのようなことが問題となり、どのように進めていくかを検討していくことが必要」という意見もありました。

今後も、さらに関係機関との連携を深め、保育士や幼稚園教諭、学校教職員などに対し、適切な指導を実施していくことが必要であり、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる教育環境の整備に向けた施策の充実が必要です。



## 施策1 障がい児支援の基盤整備

障がいのある児童や発達に支援が必要な児童の乳幼児期から就園・就学、就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援を展開していくことが必要です。

障がい児の特性に応じたライフステージごとの支援や発達・成長段階に応じた支援や訪問相談等の専門的な相談体制の整備により、障がい児に関する支援体制の確立を図ります。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がい児に関する支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの特性・ライフステージに応じた障がい児福祉サービスの充実を図ります。</li><li>・専門的な知識を持った相談員の配置や関係機関との連携により、障がいの特性・ライフステージに応じた相談ができる体制を整備します。</li><li>・基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う、児童発達支援センターの設置を目指します。</li><li>・各種健康診査の充実や受診率の向上等により、早期に障がいを発見し、早期対応につなげていく体制を整備します。</li><li>・子育て支援センターや健康福祉センター内において、発達に関する相談窓口や教室を充実します。</li></ul>

## 施策2 就学前教育・保育の充実

障がいのある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図るとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育士や幼稚園教諭等の加配により、障がい児の受入れ体制の充実を図ります。</li><li>・特別支援学級を置く小・中学校との連携強化を図ります。</li><li>・保育士や幼稚園教諭の資質向上を図る研修を実施します。</li><li>・専門的な立場から訪問指導を行う「保育所等訪問支援」及び「巡回相談」の利用促進を図り、保育の充実を図ります。</li></ul>

### 施策3 学校教育の充実

障がいのある児童・生徒が自分自身の能力を発揮し、将来、自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実していく必要があります。そのためには、個に応じた相談や指導を行うことが必要です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、児童・生徒一人一人の発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた学校教育や多様な学びの場の充実を図ります。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
相談・指導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの特性や個に応じた適切な教育を受けられるよう、湖西市就学支援委員会を開催します。</li><li>・園・学校訪問等を計画的に行うことにより、適正な学習指導を実施します。</li><li>・就学相談の充実により、早期療育・教育を推進します。</li><li>・児童・生徒一人ひとりの能力や個に応じた進路を選択していけるよう、関係機関との連携を強化し、指導の充実を図ります。</li><li>・児童・生徒一人ひとりの能力や個性を活かしながら社会に貢献できる力を身に付けられるよう、作業学習の充実を図ります。</li></ul>
一人ひとりにあつた教育・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育、福祉、保健等の関係機関との連携を強化し、特別支援教育の充実を図ります。</li><li>・発達障がいをはじめとした様々な障がいに関する教職員研修への参加を促進し、教育力の向上を図ります。</li></ul>
障がいのある子どもの放課後支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある児童の放課後や長期休暇中の居場所をつくるとともに、療育の場としても活用できる「放課後等デイサービス」を実施します。</li><li>・放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受入れを促進するとともに、その体制の充実を図ります。</li></ul>

#### 施策4 インクルーシブ教育の推進

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるため、特別支援学校の児童生徒との交流活動やインクルーシブ教育の充実を図るとともに、学校において、人権教育を充実します。

##### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の学級在籍児童と支援学級在籍児童との交流や共同学習を積極的に行います。</li><li>・支援学級在籍児童が差別的な扱いを受けないよう人権教育を充実します。</li><li>・特別支援学校の児童生徒と交流活動を実施し、インクルーシブ教育の推進を図ります。</li></ul>

#### 施策5 切れ目ない教育指導や相談支援の充実

障がいのある子どもへの切れ目のない支援を充実するため、発達や成長段階に応じて専門的な相談が受けられるよう、相談体制と関係機関との連携強化を図ります。

##### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
切れ目のない支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係課や関係機関と連携し、支援体制強化を図ります。</li><li>・複数ある相談窓口を安心して利用できるよう、相談機関をわかりやすく紹介します。</li></ul>

## 基本施策2 雇用・就労の促進

### 現状・課題

雇用・就労においては、障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、関係機関、企業との連携や障がい者雇用の啓発、職場定着のための支援を行っていくことが重要です。

市内の障がい者雇用についての情報把握ができていないことや、情報提供が進んでいないこと等、障がいのある人や企業に対して情報を発信し、多様な就労の場を確保することのできる施策が必要です。

アンケート調査では、障がいのある人が企業等で就労するために必要だということについて、「人とのコミュニケーション能力」が36.1%、「障害の特性に合った職業、雇用の拡大」が32.8%となっています。また、働きたくないと回答した人が約2割いることから、障がいのある人が働きたいと思えるような就労環境づくりが求められます。

ヒアリング調査では、「職場での障がいに対する理解が十分ではない」という意見や、「一般企業での就労は難しい」、「働ける事業所があったとしても、車いすのトイレがなく、働ける環境が整っていない」など、企業への障がいに対する理解を求める声があがっています。

今後も、障がいのある人の雇用促進の充実に向け、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

また、企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。



## 施策1 雇用の確保と拡大

障がいのある人が就労するためには、企業側が障がいの特性や障がいに対する正しい理解を持つだけでなく、障がいのある人が能力や適正に応じた働きやすい環境を整備する必要があります。

企業に対して、障がい者雇用に関する働きかけを引き続き行い、障がいのある人の雇用の確保と拡大を図ります。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がいのある人の雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共職業安定所等と情報共有を図るなど連携を図り、雇用促進法や雇用助成金・支援等についての情報提供を行います。</li><li>・企業や事業者について、関係機関を通じて障がい者雇用についての啓発及び働きかけを行います。</li><li>・ユニバーサルデザイン化についての情報提供を行うことで、障がい者雇用の基盤整備を図ります。</li></ul>

## 施策2 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がいの特性に応じた就労支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい福祉サービスにおける就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を行います。</li></ul>



### 施策3 職場定着の支援

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援を受けられる体制の充実を図ります。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
就労定着に向けた支援体制の充実	・教育機関、就労継続支援事業所が連携し、就労後も環境の変化に伴う不安を解消するため、職場に訪問する等、当事者のニーズに応じた支援を継続し、就労の定着を推進します。

### 施策4 福祉的就労への支援

障がいのある人の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がい者施設等からの物品購入等の推進	・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。



## 基本施策3 生涯学習の振興

### 現状・課題

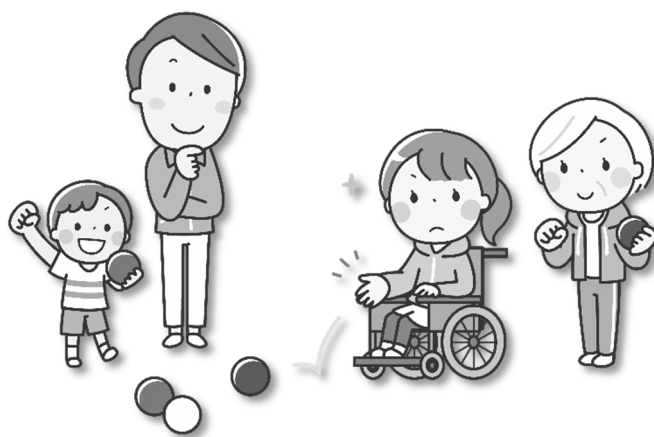
文化活動の促進では、生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、本人の生きがいや社会参加の促進にもつながることからも、障がいの有無に関係なく、誰もが文化活動に参加することのできるきっかけづくりが重要です。

本市では、文化活動・学習活動に関する情報提供や、浜名特別支援学校の児童や生徒及び地域活動支援センター利用者の作品を障害者週間に市の公共施設で展示等を行っています。今後も、積極的に社会参加できる環境づくりを進めていくことのできる施策を検討していく必要があります。

アンケート調査では、最近の外出や社会参加の状況について、「スポーツ」が6.3%、「趣味等の文化芸術活動」が5.6%となっています。また、外出等の社会参加をするにあたって必要なものについて、「障害のある人が参加できる情報」が約2割となっています。

ヒアリング調査においても、「障がいのある人が地域において多様な文化芸術活動に参加できる機会の場が少ない」や「障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりが必要である」、「障がいのある人が文化芸術活動・スポーツ等行う上でのサポートする人材が少ない（いない）」などの意見がありました。

今後も、スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。



## 施策1 スポーツ・レクリエーションの充実

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・静岡県障害者スポーツ協会、障がい者スポーツ交流会と連携し、障がいのある人が楽しめるスポーツ活動やレクリエーションの充実を図ります。</li><li>・スポーツを通じて障がいのある人もない人も交流できる機会の創出を図ります。</li><li>・スポーツ推進委員に対して、障がい者スポーツ指導員養成講座への参加を促進することで、指導員の育成を図ります。</li></ul>

## 施策2 文化活動の促進

障がいのある人が豊かで充実した生活を地域で送ることができるように、多様な活動の場の提供と社会参加のために必要な環境を整備します。

また、障がいのある人が学習の場や学習情報の提供を受け、多様な活動や充実した生活を送るための環境づくりを支援します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
文化活動・学習活動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化活動・学習活動に関する情報提供を充実させることで、障がいのある人の参加を促進します。</li><li>・障がいのある人の作品展の開催等のPRの拡充を図るとともに、障がいのある人の芸術作品を展示する機会や場所の充実を図ります。</li></ul>



## 現状・課題

障がいのある人が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要となります。また、全ての障がいがある人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいがある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困り事等を身近に相談できる支援体制の充実が必要となります。

本市では、障がい者相談支援センター、保健所、地域包括支援センター等との連携を図るとともに、障がい者相談支援事業所の設置等、相談支援の充実を図っています。

アンケート調査では、障がいのある人が安心して暮らしていくために必要と思うことについて、「困った時に気軽に相談できる窓口の設置」が46.4%、「福祉に関する情報提供」が20.9%となっています。また、「年金、手当、医療費の助成等の経済的な支援」が48.2%となっており、身近に相談できる相談窓口、経済的な支援を求める人が多くみられます。また、湖西市の障がい福祉の施策全般については、満足と感じている人が14.7%と低くなっており、今後も障がい福祉の施策を充実させていく必要があります。

ヒアリング調査では、「障がいのある人が身近な地域で相談する支援体制が確立されていない」や「相談できる場所をひとつにし、切れ目のない相談支援ができる環境が必要」、「障がい特性に応じて、現実を見てそれぞれに必要なサービスを理解することが必要」などの意見が出ています。

今後は、専門的な人材の確保と人材育成を行い、更なる相談体制の充実を図っていくとともに、障がいのある人の個々のニーズに応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

また、サービスの提供にあたっては、障がいのある人の人権を尊重し、一人ひとりの障がい状況や障がい特性に応じた専門性の高い支援が提供できる人材の育成が必要です。

さらに、障がいのある人を対象とする各種給付や助成事業の周知については、十分な情報提供を行い、各種制度の活用を図ることが必要です。

## 施策1 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある人の相談内容については、複雑かつ専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関と連携し、多機関協働による切れ目のない相談支援を行えるように、質の向上を図ります。

また、障がいのある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
相談支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援から情報提供まで、障がいのある人やその家族の様々な相談に応じられるよう、関係機関との連携を強化し、ネットワーク化するとともに、障がいのある人やその家族と支援者との伴走支援ができる包括的な相談体制の整備を図ります。</li> <li>・相談窓口を設置し、専門的な人材を育成・確保し、配置します。</li> <li>・身体障がいのある人や、知的障がいのある人の保護者などに相談員を委託し、実体験に基づいた助言や、必要な情報の提供を行います。</li> <li>・障がいのある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援を行う「基幹相談支援センター」について、設置に向けて準備を進めます。</li> <li>・県の実施する研修などへの参加促進を図り、相談員の資質向上を図ります。</li> <li>・市が指定する特定相談支援事業者などとの連携のもと、障がいのある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。</li> <li>・特定相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画等の作成を行います。</li> </ul>
福祉制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人が必要なときに必要な情報を得られるよう障害福祉のしおりを手帳交付時に配布します。また、障害福祉のしおりの改定・充実を図ります。</li> <li>・障がいのある人のための制度をより多くの人に知ってもらうため、市のウェブサイトには障がいに関する制度を掲載し、利用促進を図ります。</li> </ul>
障がいのある人の家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人や介護する家族の心身の負担軽減を図るため、障がいのある人や介護する家族同士の交流の場の充実を図ります。</li> <li>・精神障がいのある人や家族に対し、保健福祉に関する交流の機会や情報などを提供し、障がいに対する理解や適切な対応ができるよう支援し、自立を促進します。</li> </ul>

## 施策2 福祉サービスの基盤整備

サービスの質の向上を図り、障がいのある人のニーズに応じた必要なサービスを受けられるよう、福祉サービスの基盤を整備します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会福祉協議会やサービス提供事業所等と連携し、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの質の向上を図ります。</li><li>・ 障がいのある人に対するアンケート等の実施を通じて、必要なニーズや課題を把握します。</li></ul>

## 施策3 人材の育成・確保

手帳所持者数及びサービス利用者が増加している中、人口が減少し、福祉人材が不足する事態に直面する見通しであり、障がい福祉サービスの提供を維持するために、関係団体や事業者と連携し、人材を確保することが喫緊の課題です。また、質の高い障がい福祉サービスを提供していくためには、サービスを提供する福祉人材の育成・資質の向上も必要です。

障がいのある人の社会生活や、円滑なサービス利用を援助できるよう、手話や要約筆記通訳者など、人材の育成を図るため、手話奉仕員養成講座を実施します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
人材の育成・確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県主催の手話通訳者養成講座や、要約筆記者養成講座への参加を促進します。</li><li>・ 手話奉仕員養成講座を実施するとともに、講座の広報・周知により参加者の確保を図ります。</li><li>・ 各種関係機関、団体等と協力し、音訳や点字等新たな情報提供手段を充実します。</li><li>・ 介護保険サービスの対象となる障がいのある人がサービスを円滑に利用できるよう、高齢者福祉に関する知識のあるコーディネーターを育成し、配置します。</li><li>・ 福祉人材を確保するため、処遇改善を国や県に働きかけます。</li></ul>

#### 施策4 生活安定施策の充実

障がいのある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

##### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
各種助成・割引制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の通院や外出を支援し、社会参加を促進するため、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金、バス運賃などの割引制度に加え、身体障害者自動車改造費の助成、タクシー料金の助成等の事業を実施します。</li><li>・各種助成制度について解説したパンフレットを作成し、新規手帳取得者に配布します。併せてウェブサイトでの周知も継続して実施していきます。</li><li>・重度障害者（児）医療費助成、精神障害者入院医療費助成、自立支援医療費の給付を実施します。</li><li>・身体障がいのある人の家庭や学校、就労先での日常生活の便宜を図るため、車いすや補聴器などの補装具の購入、修理費を助成します。</li><li>・重度の障がいのある人の家庭生活を営む上での不便を解消し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。</li></ul>

#### 施策5 施設や病院から地域生活への移行の促進

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人や入院中の障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるよう支援します。

##### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
地域移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設や病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。</li></ul>

## 施策6 ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保

障がいのある人の家族は、日ごろの介護・支援を行っていることで、日常生活における負担が大きくなっています。

そのため、レスパイト\*を図るための事業の実施とともに、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援を促進するとともに、障がいのある人が必要な時にサービスを受けることのできる体制を確保していきます。

※ レスパイト・・・「休息」「息抜き」「小休憩」などの意味。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
家族支援とサービス提供体制の確保	・ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族支援における、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供の実施や、家事援助等の必要なサービスの提供体制を確保します。



## 基本施策2 生活環境の整備

### 現状・課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、建築物や移動の障がいとなる物理的な障がいだけでなく、障がいのある人への偏見や差別といった心理的な障がいをなくしていくことが重要です。

本市では、福祉のまちづくりに向け、物理的、心理的及び情報提供のバリアフリーへの取組や障がいのある人の移動支援、防災・防犯体制の整備等の充実を図っています。

アンケート調査では、外出等の社会参加をするにあたって必要なことについて、「障害のある人が参加できる情報（趣味、スポーツ、イベント、お店や施設のサービスやユニバーサルデザイン（バリアフリー）等）」が19.7%、「建物や道路、公共交通機関のユニバーサルデザイン（バリアフリー）化」が14.3%となっています。

さらに、障がいがあることを理由に嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験のある人が26.8%となっており、特に知的障がいのある人で40.8%、精神障がいのある人で52.9%と高くなっています。

また、災害発生時に自力での避難については、「支援がないと困難だと思う」が64.6%と高くなっています。

ヒアリング調査においても、「バリアフリー化がまだ進んでいない」や「移動支援の充実が必要である」、「避難所における障がいに応じた配慮や支援が必要である」、「避難行動要支援者支援制度の活用が十分でない」などの意見が出ています。

今後、障がいのある人を含む、全ての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、全ての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

また、地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者に対して人権・権利に関する意識啓発、成年後見制度の利用促進、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

また、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

防災・防犯体制の整備については、地域と連携し、個別避難計画の作成を推進し、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化することが必要です。

## 施策1 福祉のまちづくりの総合的支援

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の建設にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、整備を行います。</li> <li>・既存の施設に関しては、「静岡県福祉のまちづくり条例」により、緊急性の高いものからユニバーサルデザインの考え方に基づき、また、利用者の要望をもとに安全性に配慮して、改修を行います。</li> <li>・事業者に対して、ユニバーサルデザインの考え方の周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備の促進を図ります。</li> <li>・歩道の段差解消、歩道幅員の確保、自転車や看板の撤去、視覚障害者用誘導ブロックの設置等を通じて、障がいのある人の歩行の安全を確保する道路環境整備を行います。</li> </ul>
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修費の助成事業の充実や情報提供を行うことで、障がいのある人の在宅生活の利便性を図ります。</li> </ul>
情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話専門員の設置や手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成講座の実施により、障がいのために意思疎通が困難な人のコミュニケーションを支援します。</li> <li>・障がいの特性に応じて様々な情報媒体を活用することにより、障がいのある人が情報を入手しやすい環境を整備します。</li> </ul>
こころのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい等により判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見制度等の普及・啓発を行い、利用促進を図ります。</li> <li>・障がいを理由とした差別・偏見の解消のために、障害者差別解消法に関する啓発活動を行い、差別解消に努めます。</li> <li>・障がいのある人が生活する上で障壁となることを取り除くために、状況に応じて行われる合理的配慮の考え方に関する啓発を行います。</li> <li>・障害者虐待防止法に関する周知を地域住民や事業所等に対して行うとともに、関係機関と連携強化を図ることで、虐待の早期発見を図ります。</li> </ul>

## 施策2 移動支援の充実

障がいのある人が、地域で自立し社会に参加するため、移動サービスの周知を充実させます。

障がいの特性に応じた移動支援サービスの拡充や公共交通機関の利便性の向上を図ることで、移動支援の充実を図ります。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
移動支援サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者手帳所持者、要介護認定者を対象に、車いすごと移送できる車両を貸し出し、または運転手の派遣も実施します。</li><li>・ 社会福祉協議会と連携を図り、移送サービスの運転手の養成を図ります。</li><li>・ 障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、移動支援サービスの展開を図ります。</li><li>・ 障がいのある人の移動支援に関するニーズを収集し、移動手段の充実に努めます。</li></ul>
公共交通機関の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がいのある人の社会参加を促すため、公共交通機関の利便性を図ります。</li></ul>





### 施策3 防災・防犯体制の整備

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

また、犯罪被害に遭わないよう地域での見守りの強化を図ります。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
防災・防犯に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙やウェブサイト等、様々な情報媒体を活用し、防災・防犯に関する情報提供を行います。</li><li>・ 警察や消防等の関係機関と連携し、防災・防犯意識の醸成に努めます。</li></ul>
避難行動要支援者に対する支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の登録促進を図ります。</li><li>・ 避難行動要支援者名簿を活用し、地域による支援体制の確立を図ります。</li><li>・ 地域と連携し、個別避難計画の作成を推進します。</li><li>・ 庁内関係各課との連携強化を図り、湖西市災害対応マニュアルの整備・充実を図ります。</li></ul>
災害発生時の情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自治会長、自治会防災担当者、学校関係者等と防災教育推進のための連絡会議を開催し、意見交換を行い、情報網の構築を図ります。</li><li>・ 災害対策本部が発信する災害時緊急情報、救護所、避難所開設状況等の情報が入手できる防災ほっとメールの登録促進を図ります。</li></ul>
避難所での障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自主防災会や自治会及び庁内関係各課との連携強化を図り、湖西市指定避難所マニュアル（共通編）の整備・充実を図ります。</li><li>・ 福祉施設等に呼びかけ、福祉避難所としての協定を結ぶなど避難所の確保を図ります。</li><li>・ 福祉避難所において、特別な配慮が必要な障がいのある人や高齢者の生活を支援します。</li></ul>

## 基本施策3 保健・医療の充実

### 現状・課題

障がいの軽減や重度化の防止のため、障がいや障がいの要因となる疾病を早期に発見し、早期に治療へとつなげていくことが重要です。また、障がいの特性やライフステージに応じた保健・医療体制を充実し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができる基盤づくりが重要です。

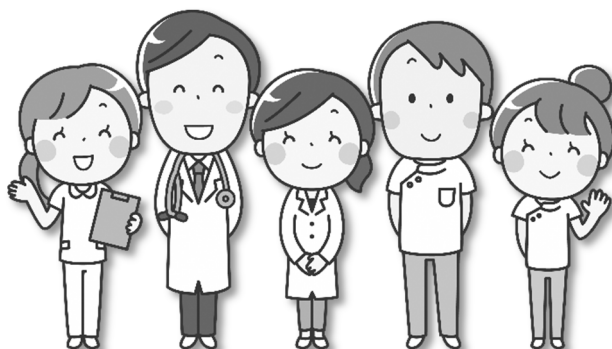
アンケート調査では、障がいのある人によると、医療的ケアに必要な支援について、「経済的な助成制度の充実」が27.8%と最も高く、次いで「災害時の支援」が26.0%、「医療従事者の確保、人材育成」が25.6%となっています。

障がい児では、「医療的ケア児の保育・教育に関する支援」が46.3%と最も高く、次いで「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援、放課後等デイサービス）」が43.9%、「医療的ケア児が利用できる日中一時支援、短期入所施設の整備」が43.3%となっています。

ヒアリング調査では、「障がいのある人に応じた保健・医療の人材の確保や育成が進んでいない」や「市内で受診したくても、受診科がない」などの意見が出ています。

今後、乳幼児期における健康診断等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、今後障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進み、他方で障がい児については、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備と合わせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。



## 施策1 疾病の予防と早期発見

生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。また、広報・啓発活動を強化することにより、より多くの市民が各種健康診査やがん検診を受診することができるようにしていきます。

また、健康診査・事後指導の充実を通じて、疾病の予防と早期発見が可能な体制を引き続き整備していきます。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
健康診査・事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦健康診査や母子訪問等により、疾病の予防と早期発見、育児に対する不安の解消につなげます。</li><li>・4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実を図ることで、育児に対する不安の解消や乳幼児の健やかな成長を促します。</li><li>・特定健康診査、各種がん検診を実施し、指導が必要な人に対して、特定保健指導や健康相談、健康教室を行います。</li><li>・特定健康診査やがん検診等の受診の促進を図るとともに、誰もが受診しやすい環境を整備します。</li></ul>

## 施策2 早期療育の充実

療育の必要な子どもに対する早期療育の場を充実するため、支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を目指します。

### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
保育園・幼稚園・こども園における障がいのある子どもの受入れ促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育施設等における障がいのある子どもの受入れを促進するとともに、障がい児対応の知識や技術の向上を図るため、職員研修の充実を図ります。</li></ul>
療育相談等の広報と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援の必要な子どもの保護者に療育相談を紹介し、保護者の気持ちに寄り添いながら利用を勧めていきます。</li></ul>

### 施策3 保健・医療体制の整備

障がいの特性によって、必要な保健・医療支援は異なるため、障がいの特性に応じた支援体制を整備していきます。

在宅で生活する障がいのある人への訪問事業の実施や自立支援医療についての情報提供、難病患者への支援を通じて、保健・医療体制の整備を図ります。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健師、精神保健福祉士等による在宅で生活する障がいのある人への訪問指導の充実を図ります。</li></ul>
障がい者医療体制の情報提供及び整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・手帳交付時や相談受付時等に、精神通院医療、更生医療、育成医療からなる自立支援医療についての情報を提供します。</li><li>・自立支援医療体制の整備に努めます。</li></ul>
難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・難病患者が安心して地域生活を送ることができるよう、保健所等の関係機関と連携し、難病患者等居宅生活支援事業などの難病患者保健事業を展開します。</li><li>・難病の人が持つ様々なニーズに対応し、きめ細やかな相談・支援が行えるよう、国や県に働きかけます。</li><li>・難病の人が必要なサービスを受けられるよう、障がい福祉サービスに関する情報提供を充実します。</li></ul>

### 施策4 多様な障がいに応じたきめ細かな支援

重度障がいや発達障がいのある人などが地域で安心して適切な医療が受けられるよう、多様な障がいに応じたきめ細かな支援ができるよう、各機関との連携体制を構築します。

#### 【施策の方向性】

施策	施策の内容
障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の健康の保持・増進、精神疾患等に対する保健・医療サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を構築します。</li></ul>

## 1 計画の成果目標と活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、2026 年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第 6 期計画の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

## (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

## 【国の基本指針】

国は、2023年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、2022 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活に移行し、施設入所者の 5 %以上の削減を基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて設定するよう求めています。

## 【目標値の設定】

- (ア) 入所者数 (A) の数値について、2022 年 3 月末を基準日として、2026 度の目標値を設定することとされており、2022 年 3 月末の入所者数は、46 人となっております。
- (イ) 削減の見込み (B - A) については、国の指針は 2022 年 3 月末時点の入所者数 5 %削減であり、地域移行が見込まれる者や通過施設を利用する者などを見込み、国の方針に合わせ、3 人減の 43 人と設定しました。
- (ウ) 地域生活移行数は、2022 年 3 月末に入所施設に入所している者で地域移行が見込まれる者 3 人を移行者として見込み設定しました。

成果目標	数値	考 え 方
入所者数 (A)	46 人	2022 年 3 月末の数
2026 年度 入所者数 (B)	43 人	2026 年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込 (B - A)	3 人	差引増減見込数
【目標値】 地域生活移行数	3 人	2026 年度末までに施設から地域移行する者の数 (累計)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	目標
2024～2026 年度における協議の場の設置	2023 年度までに設置済み

### ② 市町村の協議の場における活動

活動指標		目標		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	開催回数 (回)	2	2	2
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	開催回数 (回)	0	0	0

## (3) 地域生活支援の充実

### ① 地域生活支援拠点等の確保

成果目標	目標
2026 年度末までに地域生活支援拠点等を整備	2023 年度までに設置済み

### ② 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

活動指標		目標		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
コーディネーターの配置人数	人数 (人)	1	1	1
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場の年間実施回数	実施回数 (回)	12	12	12

③ 強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実

成果目標	目標
2026 年度末までに強度行動障害を有する障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	2026 年度までに整備予定

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労への移行者数

成果目標	考え方	数値等
2021 年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所	3
	就労継続支援 A 型事業所	1
	就労継続支援 B 型事業所	0
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計	3
第 7 期計画の国指針に基づく 2026 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	4
	就労継続支援 A 型事業所	2
	就労継続支援 B 型事業所	0
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計	6
2026 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	4
	就労継続支援 A 型事業所	2
	就労継続支援 B 型事業所	0
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計	6

② 就労移行支援・就労定着支援の利用者

成果目標	考え方	数値等
2026 年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	2021 年度の就労定着支援利用者数	2
	2026 年度の就労定着支援利用者数	3

③ 就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

成果目標	考え方	数値等
2026 年度末における 就労移行支援事業所の数	指定事業所数	0
	指定事業所のうち一般就労へ 移行した者の割合 5 割以上の 事業所割合	—
2026 年度末における 就労定着支援事業所の数等	指定事業所数	0
	指定事業所のうち就労定着率 7 割以上の事業所割合	—

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

成果目標	目標
2026 年度末までに児童発達支援センター を設置	2026 年度までに設置予定

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標	目標
2026 年度末までに保育所等訪問支援を活 用しながら障がい児の地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）を推進する体制 構築	2026 年度までに確保予定

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

成果目標	目標
2026 年度末までに主に重症心身障がい児 を支援する児童発達支援事業所を確保	2023 年度までに確保済み

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目標
2026 年度末までに主に重症心身障がい児 を支援する放課後等デイサービス事業所 を確保	2023 年度までに確保済み



⑤ 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置

成果目標	目標
2026年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	2027年度までに設置予定

⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	人数(人)	6	7	8

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

●基幹相談支援センターの設置

成果目標	目標
2026年度末までに基幹相談支援センター設置	2027年度以降

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人数(人)	-	-	-

●地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターによる指導・助言件数	件数(件)	0	0	0

●地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターによる支援件数	件数(件)	0	0	0

●地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターによる実施回数	回数(回)	0	0	0

●基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

成果目標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターによる実施回数	回数(回)	0	0	0

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

成果目標	目標
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	2026年度までに実施及び確保予定

活動指標		目標		
		2024年度	2025年度	2026年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回数(回)	4	4	4
	参加事業者・機関数	6	6	6
協議会の専門部会の設置数	設置数(件)	3	3	3
	実施回数	10	10	10

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標	目標
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	2026年度に構築予定

② 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組

●県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

活動指標		目標		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	人数 (人)	1	1	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	人数 (人)	1	1	1

●システム等での審査結果分析・共有等

活動指標	目標
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	2027 年度以降

活動指標		目標		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
共有を実施する回数	回数 (回)	—	—	—



## 2

## 障がい福祉サービス等の実施と見込量

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における障がい福祉サービス等の目標量について、利用実績と本市の障がいのある人が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ、見込量を設定します。

## (1) 障がい福祉サービス

## ① 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院等の通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的にを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動介護などを行います。

## 【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護・重度訪問 介護・行動援護・同 行援護	実利用者数 (人)	39	52	60
	延利用時間 (時間)	393	426	533

## 【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護・重度訪問 介護・行動援護・同 行援護・	実利用者数 (人)	69	78	89
	延利用時間 (時間)	620	728	902

## 【確保のための方策】

- ・居宅介護、同行援護の利用が高いため、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の需要の掘り起こしを図ります。
- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・ヘルパーへの障がい特性の理解促進を図り、質の高いサービスの提供を促進します。

## ② 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	入所施設や病院を退所・退院者や特別支援学校*卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所における作業や企業における実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません)
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイトなどに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。

### 【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	実利用者数 (人)	90	100	111
	延利用日数 (日)	1,883	2,014	2,342
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人)	0	1	4
	延利用日数 (日)	0	17	80

項目		実績		見込
		2021 年度	2022 年度	2023 年度
就労移行支援	実利用者数 (人)	12	13	14
	延利用日数 (日)	275	182	264
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人)	55	72	84
	延利用日数 (日)	1,099	1,494	1,704
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人)	153	154	160
	延利用日数 (日)	2,856	3,063	3,085
就労定着支援	実利用者数 (人)	2	4	4
療養介護	実利用者数 (人)	7	8	8
短期入所(福祉型)	実利用者数 (人)	7	20	20
	延利用日数 (日)	29	69	85
短期入所(医療型)	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	実利用者数 (人)	111	115	121
	延利用日数 (日)	2,342	2,447	2,574
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人)	1	1	1
	延利用日数 (日)	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人)	4	4	4
	延利用日数 (日)	80	80	80
就労選択支援	実利用者数 (人)	0	7	7
就労移行支援	実利用者数 (人)	30	31	33
	延利用日数 (日)	302	321	360

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人)	99	116	136
	延利用日数 (日)	2,008	2,353	2,758
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人)	167	174	181
	延利用日数 (日)	3,220	3,355	3,490
就労定着支援	実利用者数 (人)	4	4	4
療養介護	実利用者数 (人)	9	10	11
短期入所(福祉型)	実利用者数 (人)	21	23	24
	延利用日数 (日)	89	97	101
短期入所(医療型)	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0

#### 【確保のための方策】

- ・障がいのある人や保護者のニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、市内特別支援学校と連携し、学校卒業後の選択肢の一つとして紹介します。
- ・利用者の需要を注視し、事業所に対し、就労移行支援事業所の開設を働きかけます。
- ・短期入所(医療型)については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。

### ③ 居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

#### 【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人)	44	54	66
施設入所支援	実利用者数 (人)	43	46	46
自立生活援助	実利用者数 (人)	0	0	0

#### 【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人)	85	106	133
施設入所支援	実利用者数 (人)	45	44	43
自立生活援助	実利用者数 (人)	0	0	0

#### 【確保のための方策】

- ・共同生活援助については、必要なサービス量が確保できるよう、広域的な連携を図りつつ拡充に努めます。
- ・施設入所支援については、利用申込者との連絡を密にし、地域生活への移行の可能性を模索し、支援します
- ・自立生活援助については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。



#### ④ 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

※ ケアマネジメント…利用者にとって必要なサービス等を見きわめ、適切に結びつけること

#### 【実績】 (一月当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	51	68	80
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0

#### 【見込量】 (一月当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	93	110	128
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	3
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	3

#### 【確保のための方策】

- ・ニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・国や県からの情報の提供や必要な支援・指導を行い、指定特定相談支援事業所の質の向上を図ります。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行の観点から、2026年度に3人を見込んでいます。本計画期間中においては、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。

## 3

## 地域生活支援事業

## (1) 必須事業

## ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

## 【実績】

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

## 【見込量】

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

## 【確保のための方策】

- ・障がいのある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を進めていきます。

## ② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

## 【実績】

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

## 【見込量】

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

### 【確保のための方策】

- ・身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強会やピアサポート活動に対し、支援を継続していきます。

### ③ 相談支援事業

#### <障害者相談支援事業>

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援を行います

#### 【実績】

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	相談件数 (件)	1,266	2,018	1,530
基幹相談支援センター事業	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

#### 【見込量】

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	相談件数 (件)	1,530	1,530	1,530
基幹相談支援センター事業	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

### 【確保のための方策】

- ・相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携し、制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数(件)	0	0	0

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数(件)	1	1	1

#### 【確保のための方策】

- ・障がいのある人の障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、事業の周知や利用に必要な援助を行います。
- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。

#### ⑤ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。また、合理的配慮の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者派遣 要約筆記者派遣	派遣件数(件)	322	273	290

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者派遣 要約筆記者派遣	派遣件数(件)	290	290	290

### 【確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・手話講習会等の研修・講座を通じ、人材の育成、質の向上に努めます。
- ・各種イベント開催時の派遣を通じ、聴覚障がいに関する意識の育成を図ります

### ⑥ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修を行う事業です。

#### 【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,181	1,107	1,180
その他	支給件数 (件)	103	54	70

#### 【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,180	1,180	1,180
その他	支給件数 (件)	70	70	70

### 【確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・障がいのある人に対してだけでなく、難病患者へも、事業の広報・周知を積極的に行います。

### ⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援し、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を促進します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	2	1	3
	延利用時間 (時間)	94	57	90

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		2024年度	2025年度	2026年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	3	3	3
	延利用時間 (時間)	90	90	90

#### 【確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・障がいのある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス提供を行います。

### ⑧ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援 センター事業	実利用者数 (人)	20	25	25
	延利用者数 (人)	696	865	750

## 【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域活動支援 センター事業	実利用者数 (人)	25	25	25
	延利用者数 (人)	750	750	750

## 【確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。

## (2) 任意事業

## ① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

## 【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		2021 年度	2022 年度	2023 年度
訪問入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	7	7	7
	延利用回数 (回)	387	383	400

## 【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	7	7	7
	延利用回数 (回)	400	400	400

## 【確保のための方策】

- ・訪問入浴サービス事業については、利用者は少ないものの、健康な生活を支援するため、継続して実施します。

## ② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		2021 年度	2022 年度	2023 年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	14	14	16
	延利用時間 (時間)	414	662	702

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	17	18	19
	延利用時間 (時間)	722	742	762

### 【確保のための方策】

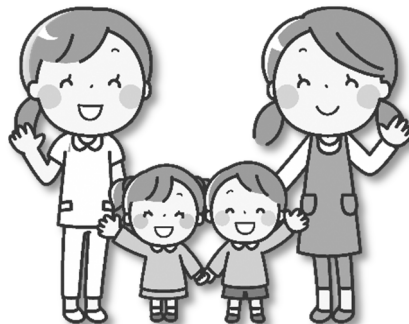
- ・日中一時支援事業については、障がいのある人の介護者の休息や就労支援のため、継続して実施します。



## 4

## 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障がい児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターを配置します。



## 【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		2021 年度	2022 年度	2023 年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	72	82	82
	延利用日数 (日)	658	729	904
医療型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	137	151	151
	延利用日数 (日)	1,165	1,084	1,194
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	1	1	1
	延利用日数 (日)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	13	20	31

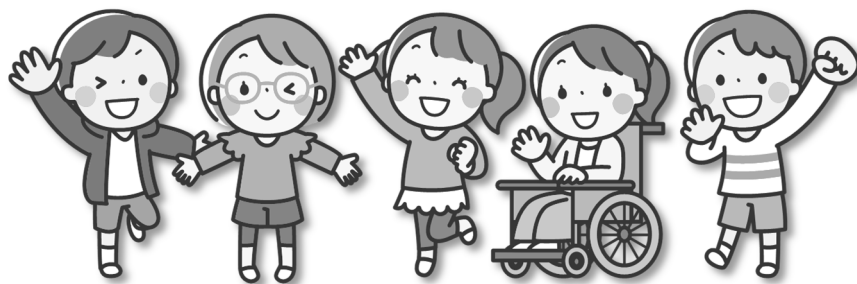
## 【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	91	102	114
	延利用日数 (日)	1,013	1,133	1,262
医療型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	159	162	166
	延利用日数 (日)	1,225	1,248	1,279
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	1	1	1
	延利用日数 (日)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	44	66	99

### 【確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ・障がいのある児童の特性や周囲の環境に応じたサービスの提供を検討します。
- ・障がいのある児童やその保護者などのニーズを見極め、サービスの提供体制を充実します。



## 5

## 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

第7期計画で必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量を見込み、今後不足するサービス量に対して整備すべき基盤計画です。整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービス量については、障がい保健福祉圏域や県単位で考えていく必要があります。

項目	2024年度		2025年度		2026年度	
	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護	1	15	1	15	1	15
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	1	20
就労継続支援（A型）	1	20	1	20	1	20
就労継続支援（B型）	1	20	1	20	1	20
就労定着支援	0	0	0	0	1	20
療養介護	0	0	0	0	0	0
短期入所	1	2	1	2	1	2
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	1	20	1	20	2	30
施設入所支援	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	1	10	1	10	2	20
放課後等デイサービス	2	30	0	0	0	0
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0

## 1 計画推進のための連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、市民や企業、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、教育委員会、ボランティア団体、福祉施設など、地域や、関連する団体・組織との連携を強化し、情報交換などを通じて効果的な施策の推進に努めます。

### (1) 計画の市民への周知と情報伝達

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が障がい福祉に関して理解を深め、障がいのある人に配慮した行動を取れるよう、計画書概要版の配布や、計画書のウェブサイトでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。特に、地域における共生社会の実現のためには、地域での見守り、交流、防災・防犯などの取り組みが不可欠であるため、関係各課の連携のもとで重点的な広報を行います。また、障がいのある人自身にも計画の周知を推進し、主体的に自治会などの行事や避難訓練等の地域での活動などに参加し、地域社会の一員として積極的に社会参加できるよう、権利意識、参加意識の醸成を図ります。

### (2) 団体、事業者等との連携

障がい福祉の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら計画を推進していく必要があります。社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や自治会、ボランティア団体、障がい者団体、事業者、企業との連携の強化を図り、地域における見守りや支援体制を確立します。

### (3) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・県と連携しながら、今後の制度の改正などの動向を踏まえて施策を展開していきます。また、障がい福祉サービスについては、近隣市町など広域との連携を強化し、必要なサービス量の確保に努めます。

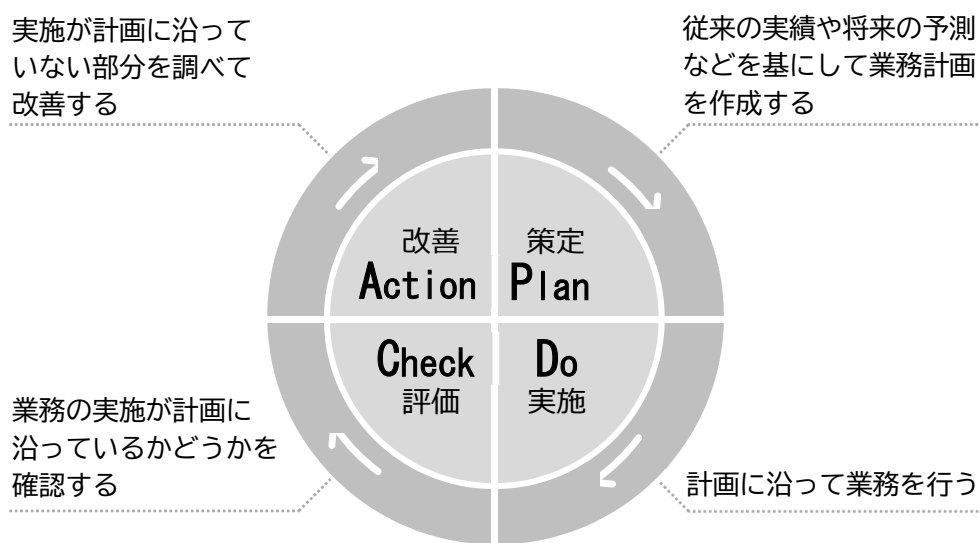
## 2 国の動向に対応した見直しについて

今後、国において障がい者制度の大きな変化が予想されます。また、障がいのある人のニーズの多様化や社会状況の変化が予想されるため、これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

## 3 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるP D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、計画の評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。



## 参考資料

### 1 湖西市障害者計画、湖西市障害福祉計画 及び湖西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 障害者の福祉を推進することを目的とする湖西市障害者計画、湖西市障害福祉計画及び湖西市障害児福祉計画を策定するため、湖西市障害者計画、湖西市障害福祉計画及び湖西市障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する必要な事項について調査研究及び協議し、計画案の策定を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 関係専門機関・社会福祉施設の代表者
- (4) その他市長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画が策定される日までとする。

#### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

## 2

## 湖西市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	浜名学園組合	事務長	大石 英喜
2	湖西市社会福祉協議会	事務局長	吉原 博明
3	特定非営利活動法人クローバー	会長	津田 明雄
4	株式会社 R.Y	代表取締役	中村 泰士
5	株式会社ナカジマ	代表取締役	中島 治保
6	静岡県立浜名特別支援学校	校長	村松 尚美
7	湖西市身体障害者福祉協会	会長	菅沼 武彦
8	湖西市手をつなぐ育成会	理事	日下部 弘美
9	NPO法人精神保健福祉会 さざなみ会	理事長	佐原 伊佐男
10	湖西市障がい者相談支援センター みなづき	管理者	細田 昌江
11	住吉自治会	自治会長	鈴木 愛子



## 3

# 用語説明

## ア 行

### ○医療的ケア・医療的ケア児

医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

### ○NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等、様々な分野で継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指す。

## カ 行

### ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

### ○強度行動障害

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

### ○グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のこと、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。

### ○ケアマネジメント

援助を必要としている人と地域のさまざまな社会資源の間に立って、サービス等の提供を調整し、総合的かつ継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法のことをいう。

## ○合理的配慮

障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応することをいう。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。

令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられることとなる。

## ○個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいう。計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などである。

なお、令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されている。

---

## サ 行

---

### ○児童発達支援センター

障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設のこと。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

### ○社会福祉協議会

地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織。例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

### ○重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子ども。

### ○手話通訳者

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人のこと。

## ○手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人のこと。

## ○障害者総合支援法

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のこと。障がい有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生活できるように日常生活や社会生活を総合的に支援する法律。

## ○自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療のように障がいの種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したもの。

## ○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体の障がいがある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

## ○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の身上監護を行うとともに、財産や権利を保護するための制度のことをいう。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

## ○相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。

**○第三者評価**

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいう。

**○地域移行支援**

障害者支援施設などの施設に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス。

**○地域活動支援センター**

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

**○地域共生社会**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。

地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

**○地域生活支援事業**

障がいのある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

**○地域定着支援**

居宅において単身などの状況で生活する障がいのある人について、相談体制を確保する他、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス。

**○通級指導**

通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

**○特別支援学級**

障がいの程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がいなど）に置かれる少人数の学級。障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う。

## ○特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校のこと。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的としている。

---

## ナ行

---

### ○難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。難病医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月1日から338疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は788疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は366疾病である。

---

## ハ行

---

### ○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。

### ○バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障がい者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

### ○ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。

### ○避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいう。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉である。

---

## ヤ行

---

### ○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものと。

## ○ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のことをいう。

## ○要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するもののことをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

---

## ラ 行

---

## ○リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。

## ○療育

障がいのある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障がいのある子どもやその家族に相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

## ○療育手帳

知的障がい者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がいと判定された人に対して、都道府県知事等が交付するもののことをいう。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。